

インフラシステム輸出戦略

(令和2年度改訂版)

令和2年7月9日

目次

第1章 総論	3
第2章 具体的施策	6
1. 官民一体となった競争力強化	7
(1) 多彩で強力なトップセールス及び戦略的対外広報の推進	7
(2) 経済協力の戦略的展開(政策支援ツールの有効活用)	8
① F/Sや実証事業の充実及びコンサルティング機能等の強化	9
② 技術協力・無償資金協力の活用	10
③ 迅速化施策の徹底と制度改善等による円借款の魅力向上	11
④ 公的金融による支援強化	11
(3) 競争力の向上に向けた官民連携	13
① 価格競争力向上に向けた輸出基盤の強化	13
② 中堅・中小企業及び地方自治体のインフラ海外展開の促進	13
③ 現地市場や競合国の情報収集・発信、共有の促進	16
(4) 新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえたインフラ輸出環境整備	17
2. 受注獲得に向けた戦略的取組	18
(1) 海外インフラ案件の経営等への参画・継続的関与の推進	18
(2) 第三国連携等を通じた競争力の補完	22
(3) ソフトインフラ	28
① インフラ海外展開のためのビジネス環境整備	28
② 国際標準の獲得と認証基盤の強化	30
③ グローバル人材の育成及び人的ネットワーク構築	31
(4) 面的・広域的な取組	34
(5) 分野別戦略を通じた競争力強化	36
3. 質の高いインフラの推進	36
(1) 質の高いインフラの国際スタンダード化	36
(2) 我が国の技術・知見の展開、 実証や研究開発等を通じた課題解決への貢献	37
① 国際枠組における質の高いインフラを通じた貢献	37
② 低炭素・脱炭素技術の海外展開	39
③ 防災先進国としての経験・技術を活用した 防災主流化の主導、気候変動対応	42
④ 優れた水・廃棄物処理等のノウハウ・技術の海外展開	44

4.	幅広いインフラ分野への取組	47
	(1)IoT、AIなど高度なICTを活用したインフラの展開	47
	(2)新たなインフラ分野への展開	49
	(3)エネルギー・資源分野との連携	54
第3章 地域別取組方針		58
1.	ASEAN地域	59
2.	南西アジア	63
3.	中東、ロシア・CIS、太平洋島嶼国、中南米	65
	・中東	65
	・ロシア・中央アジア・コーカサス・モンゴル	66
	・太平洋島嶼国	68
	・中南米	68
4.	アフリカ地域	69
5.	先進国等	72

第1章 総論

(インフラシステム輸出による経済成長の実現)

新興国を中心とした世界のインフラ需要は膨大であり、急速な都市化と経済成長に伴い、引き続き海外市場の拡大が見込まれる一方、国内市場は少子高齢化の進展等による縮小が懸念されることから、我が国企業の海外展開は一層重要となっている。

我が国企業による海外展開の動きを加速するため、民間投資を喚起し持続的な成長を生み出すための成長戦略・海外展開戦略の一環として、我が国の「強みのある技術・ノウハウ」を最大限活かして、世界の膨大なインフラ需要を積極的に取り込むことにより、我が国の力強い経済成長につなげていくことが肝要である。

また、「機器」の輸出のみならず、インフラの設計、建設、運営、管理を含む「システム」としての受注や、現地での「事業投資」の拡大等、我が国企業の多様なビジネス展開を推進していくことも重要である。

(インフラシステム輸出の波及効果)

我が国企業の進出先国において、物流や電力等の経済インフラの開発を進展させることは、進出拠点整備やサプライチェーン強化につながり、現地の販売市場の獲得にも結びつくため、インフラ受注そのものに加えて、複合的な効果を生み出す。

また、「自由で開かれたインド太平洋」構想下、米国等関係国との対話の枠組を活用しつつ、質の高いインフラの整備等を通じて物理的・制度的・人的連結性を強化し、地域統合、経済開発等を促進することで、産業構造の転換・高度化等も図り、対象国の自立性強化に資する経済・社会的な基盤強化や対象地域の安定と繁栄の確保に貢献する。

さらに、我が国によるインフラシステムの輸出は、科学技術・イノベーションを活用した持続可能な開発の実現及びその前提としての環境、防災、健康等の地球規模課題の解決に資することから、国連サミットで採択された国際目標である「持続可能な開発目標(SDGs)」達成への貢献を通じ、我が国のソフトパワーの強化及び外交的地位の向上にも貢献する。

(国際競争を勝ち抜くための官民挙げた取組)

インフラシステムの海外展開においては、一義的には民間企業を主体とした取組が重要であり、新興国等の海外市場の特性を踏まえたグローバル戦略の策定、コスト競争力やマーケティング強化等の面でこれまで以上の企業努力が求められるとともに、海外に活路を求める企業としての強い意志が必要である。

一方で、インフラシステム海外展開における国際競争は熾烈を極めており、我が国企業はエネルギー、交通、情報通信、生活環境等の現在の主力となっている分野において、個別の製品や要素技術では世界トップ水準のものも存在するが、競合国の

製品開発力や技術力の発展は著しい。

近年では、価格面の要求に加え、事業運営への参画が求められるなど相手国政府・企業のニーズも多様化してきており、それへの対応力の欠如、優れた機器・技術をもとにしたマーケティング・ブランディングといった経営戦略面でのノウハウの不足、運営・維持管理まで含めた「インフラシステム」として受注する体制の未整備、インフラ海外展開を担う人材の不足等から、我が国企業は欧米や中国・韓国等の競合企業との間で厳しい競争にさらされている。

また、インフラ開発は、膨大な初期投資が求められる一方、投資回収には長期間を要し事業リスクが高いことから、公共事業として実施されることが一般的であるため、特に新興国においては現地政府の影響力が強く、官民一体となった取組を推進しなければ国際競争を勝ち抜くことはできない。

このため、民間企業による経営判断を前提としつつ、我が国政府としてもあらゆる施策を総動員して民間企業の取組を支援する必要がある。

その上で、価格競争力の強化や事業リスク低減によるビジネス機会の拡大等、オールジャパンでは対応が難しい課題を克服するためには、外国政府・企業と連携することで、我が国企業の強みを補完することも必要である。

（経済協力・エネルギー安全保障強化とインフラシステム輸出の一体的推進）

海外におけるインフラ開発を支援するに当たり、我が国の科学技術・イノベーションも活用しつつ、政府開発援助（ODA）や公的金融機関等による支援を効果的に活用することで、相手国の経済発展と我が国企業の発展を両立させる Win-Win の構図を実現することが可能である。

ただし、全てのプロジェクトを網羅的に推進するのではなく、ターゲットとなる国や地域の発展段階、我が国企業の進出度合いや受注可能性等に応じて、メリハリをつけて戦略的にプロジェクトを推進する等、効率性を踏まえた対応が必要である。

また、技術協力や無償・有償の資金協力、コンサルティングサービスを含む情報提供等政府が取り得る支援ツールを有効活用するとともに、相手国の開発ニーズや技術・市場環境を踏まえ迅速かつ効果的な事業の実施を図ることを通じ、戦略的に市場を獲得していくことが重要である。

さらに、柔軟かつ透明性の高い国際的な液化天然ガス（LNG）市場の実現等による、エネルギー鉱物資源の安定的かつ安価な供給確保にも、関連のインフラシステム輸出を通じ、官民一体となって取り組む必要がある。

（質の高いインフラの国際スタンダード化）

世界のインフラ需要拡大に伴う我が国企業の受注機会の増加を踏まえ、平成 27 年5月に「質の高いインフラパートナーシップ」を、同年 11 月にその更なる具体策を公表した。また、平成 28 年5月にはG7伊勢志摩サミットに先立ち「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」を公表、同サミットでは「質の高いインフラ投資の推進のため

の G7伊勢志摩原則」を先進国の間で確認した。

こうした取組も踏まえ、昨年は、我が国が議長国を務める G20 大阪サミットにおいて、「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」を首脳間で承認した。さらに、G20 に加え、横浜で開催された第 7 回アフリカ開発会議 (TICAD7) 等あらゆる外交的機会を積極的に活用し、関係国、国際機関と協働して「質の高いインフラの国際スタンダード化」を主導することにより、我が国のインフラ受注を後押しする環境整備を推進するとともに、SDGs の推進にも貢献し、国際社会における我が国のプレゼンスの向上に取り組んだ。

(過去の教訓の共有、人材育成、戦略的対外広報、ソフトインフラ支援)

過去のインフラ案件から得られた教訓・課題・対策等の関係機関及び関係企業等での共有、現地インフラ事業に携わる人材の育成、及び我が国の強みの戦略的対外広報の実施を含め、インフラシステム輸出の拡大を推進するための具体的な方策について積極的に検討を進め、順次実施していく必要がある。

さらに、法制度や規制・基準の整備、それらの運用・改善支援等、相手国における投資環境整備、案件受注後の継続的支援、危機管理・安全対策を講じることにより、我が国企業が安心して海外展開できる環境を引き続き整備していくことも重要である。

2018 年(平成 30 年)のインフラ受注額は、約 25 兆円であり、我が国企業が欧米や中国・韓国等の競合企業等との熾烈な国際競争に勝ち抜き、世界のインフラ需要が拡大するペースにあわせて自らのビジネスを拡大していくことは容易ではないが、官民連携のもと、以下に示す施策を強力に推進して、我が国企業が 2020 年(令和 2 年)に約 30 兆円のインフラシステムを受注(注)することを目指す。(注:事業投資による収入額等を含む)

第2章 具体的施策

以下、本戦略における施策の柱として、我が国インフラシステムの海外展開に対する直接的かつ中核的支援策としての「1. 官民一体となった競争力強化」を掲げるとともに、受注拡大に向けたあらゆる取組を集約した「2. 受注獲得に向けた戦略的取組」、質の高いインフラの国際スタンダード化に向けた取組に加え、我が国が有する先進的な技術や経験・知見を活かした課題解決への貢献を記載した「3. 質の高いインフラの推進」、今後拡大が見込まれる分野としての「4. 幅広いインフラ分野への取組み」の4つに区分し、各々の柱毎に具体的施策を掲げる。

なお、本戦略は、平成 25 年5月 17 日に開催した「第4回経協インフラ戦略会議」における初版の決定後、「日本再興戦略」(平成 25 年6月 14 日閣議決定)における「国際展開戦略」の重要施策として位置付けられた。その後、経協インフラ戦略会議において、具体的施策の実施状況に関する第1弾のフォローアップを同年 10 月、第2弾のフォローアップを平成 26 年6月、第3弾のフォローアップを平成 27 年6月、第4弾のフォローアップを平成 28 年5月、第5弾のフォローアップを平成 29 年5月、第6弾のフォローアップを平成 30 年6月、第7弾のフォローアップを令和元年6月に各々実施した。

1. 官民一体となった競争力強化

(1) 多彩で強力なトップセールス及び戦略的対外広報の推進

総理・閣僚の外国訪問に民間企業トップも同行する等、政府一丸・官民連携によるトップセールスの精力的な展開や、様々な政府間協議の機会を活用した相手国との契約条件の改善や制度改正等の申し入れ(トップクレーム)を行う。その際、国際環境の激変や今後市場が形成される分野等での新たな動きも踏まえ、相手国や関係分野に知悉した議員連盟の活動等議員外交との連携をより一層図るとともに、複数分野にまたがるパッケージ化を推進する。また、外国要人が訪日した際に、我が国のインフラシステムの視察や試乗を通じ、その良さを実感してもらう等の取組を推進するとともに、我が国の「質の高いインフラ」の全体像、すなわち相手国の開発課題への適切な対応及び我が国の技術優位性を、CM等の映像等でわかりやすく視覚的にPRする等、戦略的な対外広報を実施する。

(具体的施策)

<実施済>

- ・ 相手国のニーズや都市化、人口の増加等の動向を踏まえた適切な都市交通システムの提案を行うためのモード横断的な連携体制の強化<国土交通省>

<推進中>

- ・ 総理・閣僚の外国訪問に民間企業トップが同行するトップセールス、国と地方自治体とが連携したトップセールスの実施<全省庁>
- ・ 単なる案件の売り込みのみならず、情報分析、案件発掘等の成果を踏まえたソリューション提案型のトップセールスの計画的かつ機動的な実施の強化<全省庁>
- ・ 政府間協議を活用した相手国政府に起因するリスクを軽減する具体的な申し入れ等のトップクレームの実施<全省庁>
- ・ 在外公館等とも連携しつつ、政務の現地訪問や先方政府の要人との会談の機会にトップクレームを行う等により、事態の收拾に向けた努力や相手国の理解を求める働きかけを推進<外務省・国土交通省>
- ・ 日本開催の首脳級・閣僚級国際会議や二国間訪問等での要人の訪日機会を活用し、トップセールスやインフラの視察等によるPR等を実施<全省庁>
- ・ トップセールス案件等のフォローアップのための関係機関の連携強化(トップセールス案件等の重要プロジェクトを現地で継続的にフォローするため、既存のODAタスクフォースも活用しつつ、在外公館や日本貿易振興機構(JETRO)・国際協力機構(JICA)等の関係機関現地事務所、関連企業の連携を強化)<全省庁>
- ・ G20 原則の普及・実践を促し個別のプロジェクトに反映する一助となる「質の高いインフラ投資のためのグッド・プラクティス集」の作成や海外見本市・国際会

議・セミナー・視察等を通じ、相手国等における我が国のインフラのPRや理解を促進<外務省、経済産業省、国土交通省、総務省、環境省、JICA、JETROほか>

- ・各国駐日大使等を対象に、我が国の「質の高いインフラ」の事例や関連技術等を視察する「シティ・ツアー」等の開催<国土交通省、外務省>
 - ・CMを始めとする質の高いインフラのPR映像等对外広報資料の制作、及び国際会議や首脳会談等に際して広報機会の積極的な創出と活用<内閣官房、総務省、国土交通省、経済産業省、外務省、環境省>
 - ・我が国の提唱する「質の高いインフラ」を象徴する建設・不動産プロジェクト等を表彰する「JAPAN コンストラクション国際賞」(国土交通大臣表彰)を実施し、国内外に対し、我が国の強みを効果的に発信<国土交通省>
 - ・海外で行われる不動産見本市での日本ブースの設置等、日本の都市の魅力の発信を推進<国土交通省>
 - ・国際環境の激変や今後市場が形成される分野等での新たな動きも踏まえた、相手国や関係分野に知悉した議員連盟の活動等議員外交との連携強化<全省庁>
 - ・地デジで構築したネットワークやこれまでのトップセールス・各種プロジェクトで培った関係を核に、その周辺領域・システム(地デジ利活用システム、光ファイバ等)に裾野を拡大<総務省>
 - ・再生可能エネルギーや水素等を活用したエネルギー転換を積極的に推進している姿を国際社会に発信し、我が国に対するイメージを向上<外務省、経済産業省>
 - ・我が国インフラ関連企業と連携して、相手国政府のインフラ担当省と「官民インフラ会議」を開催し、「質の高いインフラ」に対する相手国の理解を促進しつつ、相手国政府との連携を強化するとともに、我が国企業の現地進出を支援。その際、関係省庁やJICA等の関係機関と十分に連携しつつ、より具体的な案件形成につながるよう、対象国を重点化して効率的に取り組む<国土交通省>
- 等

(2) 経済協力の戦略的展開(政策支援ツールの有効活用)

技術協力による研修・セミナーや無償資金協力の活用により、我が国の技術力や質の高いサービス等に対する理解を促した上で、円借款の活用や、より商業ベースに近い案件には国際協力銀行(JBIC)・日本貿易保険(NEXI)による支援につなげる等、関係省庁間で連携しつつ、政策支援ツールを有効に活用する。

また、多様化するインフラ案件において、案件形成初期段階から関係省庁・関係機関の知見を結集し、戦略的に取り組むためのメカニズムを構築する。

①F/Sや実証事業の充実及びコンサルティング機能等の強化

インフラシステムの海外導入のためには、相手国の実情を十分に踏まえ、様々な課題を複合的に解決できるソリューション提案を行い、我が国提案のコンセプトや技術の優位性・信頼性を相手国に十分に理解してもらうことが重要となる。

このため、案件組成の前段階から我が国企業の比較優位及び相手国ニーズを踏まえた提案ができるよう事業実施可能性調査(F/S)を充実する。また、客観的データや目に見える形で我が国の優位性・信頼性を示すことができるよう、国内外での大規模な実証事業を充実させる。なお、これらの前提として、官民のコンサルティング機能の強化を図る。

また、案件組成からファイナンスまで一貫した提案を行い、プロジェクトの迅速化を図るため調査期間の短縮化や外国コンサルタントの活用、有識者の助言の活用等による、コンサルタントによる調査の質の確保を図るとともに、マスタープラン策定段階からの関係省庁・関係機関との連携強化に取り組む。

これらを通じて、我が国技術の優位性を活かした案件組成を図り、我が国企業の受注率を高める。

(具体的施策)

<実施済>

- ・コンサルティング企業等の機能強化(人材確保・育成、業務効率の改善、産業界とコンサルティング企業の知見の共有を含む連携) <経済産業省、外務省、国土交通省、JICA>

<推進中>

- ・新規案件の開発に加え、O&Mや投資による事業参画、外国企業との連携などを促す事業実施可能性調査(F/S)や新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)海外実証プロジェクトを推進。海外実証事業では、実証後ビジネスベースで受注に繋がる案件を更に増やすため、アジアを中心に都市開発計画と連携した事業の形成や、実証内容を我が国企業が優位性を持つ技術に更に重点化する等の取組を進める <経済産業省>
- ・我が国の先進的なインフラ、交通サービス等の相手国にとっての有効性を実証し、相手国における導入・展開を図るためのパイロットプロジェクト(事業化の実証)支援 <国土交通省>
- ・相手国のニーズを把握し、案件の構想段階からの入り込みを行うための案件発掘・形成調査の一層の強化・迅速化、面的整備の構築等に向けた民間調査の支援 <国土交通省、外務省、農林水産省、JICA>
- ・日本方式の地デジや防災ICT、医療ICT、衛星、セキュリティ、電波システムをはじめとする先進的なICTシステムや我が国の優れた郵便システム、交通・都市開発システム等のF/S・実証実験等を通じた相手国社会インフラシステムへの組み込み <総務省、国土交通省>

- ・「インフラ輸出コンシェルジュ」を経済産業省に設置し、相手国のニーズの掘り起こしや企業からの相談への対応等を、現地大使館「インフラプロジェクト専門官」と連携し、ワンストップで実施<経済産業省、関係省庁>
 - ・早期かつ機動的に案件発掘調査を実施し、JICAのF/S等につなげる取組の強化<国土交通省>
 - ・廃棄物処理・リサイクル及び浄化槽分野の海外展開に向け、F/Sに係る資金支援や現地情報の我が国企業への提供、各国におけるビジネスモデルの確立、案件準備・形成支援、アジア開発銀行(ADB)等の金融機関との連携、自治体間連携の枠組を活用した制度構築支援と技術実証のパッケージ提供等により、案件組成を支援<経済産業省、環境省>
 - ・成長著しい新興国に対し、都市や交通の実態と動向を的確に捉えた都市開発、都市交通分野のマスタープランの策定や更新を提案していくとともに、F/S前に、官民連携(PPP等)と公的支援の対象分野の整理等、整備の概略や手法、工程の調査、提案を行い、新興国において計画性、事業性のあるインフラ整備を支援<関係省庁、関係機関>
- 等

②技術協力・無償資金協力の活用

官民双方の強みを効果的に発揮すべく、技術協力を活用した人材育成支援や相手国の開発計画の作成支援、ODA卒業国等を対象とした相手国政府の経費負担による質の高い技術協力、無償資金協力による施設・機材整備支援等を先行させ、PPPやコンセッション案件における事業運営権の獲得等、本格的な事業展開へとつなげる。

(具体的施策)

<実施済>

- ・ 無償資金協力の制度・運用の更なる改善<外務省、JICA>

<推進中>

- ・ 中小企業・SDGsビジネス支援事業(民間企業の提案に基づき、本邦受入活動や現地活動等を通じて、我が国民間企業の技術や事業経験等の開発途上国への活用方法等を検討)<外務省、JICA>
- ・ 技術協力を活用した途上国側の開発計画の策定支援や、専門家派遣・各種研修等を通じた日系企業のビジネス環境の整備、インフラの海外展開支援<外務省、経済産業省、財務省、総務省、国土交通省、環境省、JICA>
- ・ PPPやコンセッション案件における事業運営権獲得を視野に入れた無償資金協力の積極的活用(民間企業の提案・意見に基づきF/Sを実施の上、本体建設から維持管理まで事業全体のコンセプトを日本側と相手国側で合意し、当該

事業のうち施設・機材整備を無償資金協力で支援)〈外務省、JICA〉

- ・ ODAスキーム(技術協力、無償資金協力、円借款)を網羅的に活用した本邦技術導入へのステップアップ支援〈外務省、JICA〉
 - ・ コストシェア技術協力(ODA卒業国等を対象に、我が国の質の高い技術・知見を提供し、相手国政府に必要な経費を負担させる形で実施する技術協力)の実施〈外務省、JICA〉
 - ・ JICAによる開発計画調査、官民連携による現地産業人材に対する受入れ研修、専門家派遣による我が国企業の海外展開支援〈外務省、経済産業省、総務省、国土交通省、JICA〉
- 等

③迅速化施策の徹底と制度改善等による円借款の魅力向上

我が国の優れた技術・ノウハウを開発途上国に提供し、新興国の成長を取り込み我が国経済の活性化につながるよう、技術協力や無償資金協力とも有機的に連携しつつ、円借款を戦略的に展開する。このため、ビジネスのスピードへの対応を意識し、開発途上国と我が国企業の双方にとってより魅力的な円借款となるよう、迅速化施策を徹底するとともに、必要に応じ制度を拡充する。

(具体的施策)

〈実施済〉

- ・ 価格面のみならず、技術力や履行能力等の「質の高さ」が評価されるような入札方式(質の高い施工が求められる高度なインフラ整備において、質を定量的に評価する入札方式等)の円借款事業における導入の可能性を検討〈外務省、財務省、経済産業省、JICA〉
- 等

④公的金融による支援強化

インフラ・資源開発プロジェクトは、一般に大規模・長期であるため、概してリスクが高く、民間金融だけでは十分な資金を供給することが難しい場合がある。このため、JICA海外投融資、JBIC、NEXI、石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)等の公的金融による支援を強化し、リスクテイク機能の強化を図る。一方、インフラ整備の資金ギャップへの対応には、公的資金供給だけでなく、資金力のある機関投資家の資金の一層の導入が不可欠。しかし、機関投資家は、案件の審査や管理の体制が未整備等の事情からインフラ案件に関与する上で困難を伴う場合もあるため、機関投資家向けの新たな貿易保険制度を創設する。

また、技術優位性等を持つ我が国企業を支援するため、先端技術を用いた事業や新規取組の事業化を公的金融で支援し、我が国企業によるイノベーション及び新規事業投資を促進する。

(具体的施策)

<実施済>

- ・ 日本企業の海外 M&A やグローバル・バリューチェーンの再編等の海外展開及び質の高いインフラ整備を支援するため、「成長投資ファシリティ」を JBIC に創設<財務省、JBIC>
- ・ 日本企業の有する先端的な技術を活かした質の高いインフラの海外展開支援を強化するとともに、日本企業によるイノベーションを促進するため、政令を改正し、JBIC による支援の対象となる先進国向け事業を追加<財務省、JBIC>
- ・ インフラ整備に機関投資家資金を一層呼び込むため、NEXI がインフラファンドやプロジェクトボンドに対する新たな貿易保険スキームを打ち出し。案件形成に向けてリスク審査や案件管理の体制・ノウハウを有する民間金融機関等と連携強化を推進<経済産業省、NEXI>
- ・ 機関投資家資金の呼び込みや資金の流動性確保のため、貿易保険の運用を改善(ローンパーティシペーションやリファイナンスへの対応)<経済産業省、NEXI>

<推進中>

- ・ ベンチャー企業や地域経済を支える民間事業者が参加する事業に対する海外通信・放送・郵便事業支援機構(JICT)の資金供給を拡大するための仕組みを検討<総務省、JICT>
- ・ 新興国等による、OECD公的輸出信用アレンジメント(公的輸出信用条件の規律)において許容されない過大なファイナンス条件の提示に対し、OECDルールの準拠やWTO補助金協定の遵守を働きかけ、必要に応じ、可能な範囲で対抗措置(マッチング)を実施。また、関係国との連携を通じ、OECD公的輸出信用アレンジメント改定に向けた働きかけを実施(ローカルコストが大きく投資回収が長期に亘るようなインフラ案件について実情に即したルールの緩和等)<経済産業省>
- ・ 中東情勢の緊迫化や新興国を中心としたエネルギー需要の増加等、世界のエネルギー需給構造が変革する中、JBIC、NEXI、JOGMECを通じたリスクマネー供給を大幅に強化し、我が国が世界の資源開発等への投資をけん引<財務省、経済産業省、JBIC、NEXI、JOGMEC>
- ・ 二国間クレジット制度(JCM)プロジェクト補助事業を活用するとともに、ADBに設置した信託基金も活用し、優れた脱炭素技術等を普及・展開することで、我が国が比較優位を有するインフラ技術の海外展開を促進。これにあたっては、SDGs やジェンダー平等も推進し、社会経済システムの変革にも貢献<環境省>
- ・ ローカル・バイヤーズ・クレジット(本邦からの輸出品がゼロであっても、現地・第三国での日系企業が生産するものが5割以上であれば政策金融 (NEXI/JB

IC)の対象となる)等の活用を促進することを産業界へ働きかけるために説明会を開催する等積極的に広報<経済産業省、財務省、NEXI、JBIC>

- ・ NEXIと多数国間投資保証機関(MIGA)との再保険分野における協力協定(MOU)に基づくインフラ整備<NEXI>
 - ・ PPPプロジェクト等を行うために設立されたSPC向け輸出案件に係る輸出保険の保険料率を通常より下げること、プロジェクト支援を強化<NEXI>
- 等

(3) 競争力の向上に向けた官民連携

①価格競争力向上に向けた輸出基盤の強化

欧米のみならず、中国・韓国といった新興国の台頭による市場競争の激化に伴い、「オールジャパン」の官民連携だけでは、案件の受注が難しくなっている。特に価格競争力は日本の大きな課題となっており、現地・第三国を含めた部材・人材等の活用を進めるとともに、輸出基盤強化に向けた検討を早急に行う。

(具体的施策)

<実施済>

- ・ 輸出基盤強化のための国内産業の構造改革について具体的な検討を進める<経済産業省、関係省庁>

<推進中>

- ・ 急速に拡大する海外需要に対応した我が国企業の生産能力を継続的に確保するための連携強化。特に鉄道分野において、海外向け車両の仕様の検証、国内認証機関の充実、我が国技術の国際標準化、内外メーカーとの連携等を推進<経済産業省、国土交通省>
- 等

②中堅・中小企業及び地方自治体のインフラ海外展開の促進

海外におけるインフラ整備に対するニーズはシステム化された大型案件のみならず、中規模・小型案件も多数存在する。このような多様なインフラニーズにきめ細やかに対応し、市場を獲得するため、医療、廃棄物処理・リサイクル、水分野等特定分野においてポテンシャルを有する中堅・中小企業への支援、地方自治体の海外展開を後押しする。特に、政令市を中心とする先進地方自治体が地元企業の海外展開支援と国際貢献に取り組んでいる現状に鑑み、ODA等を活用しつつ、包括的かつ継続的に支援を行う。

(具体的施策)

<実施済>

- ・ 我が国の経験を活かしたアプローチを「ジャパブランド」と位置付け、MICE（国際会議等）の機会等を積極活用し、官民一体でプロモーションを行い都市インフラの「ジャパブランド」を確立<全省庁・機関>

<推進中>

- ・ 支援機関の連携強化、現地人材育成等による中堅・中小企業・(狭義の中堅企業の定義に入らない)地方有力企業の海外市場開拓支援<経済産業省、国土交通省、厚生労働省>
- ・ 我が国中小企業等の製品・技術等のODA事業による活用に向けた調査やその普及方法を検討する事業の推進<外務省、JICA>
- ・ 地方自治体の海外事業参画支援(地方自治体が受託者となるような各種JICA協力(草の根技術協力、技術協力専門家、調査事業等)を通じて、地方自治体と開発途上国との関係構築を図り、また地元企業のノウハウの活用により、地方企業の海外展開の基盤とする)<外務省、JICA>
- ・ 中堅・中小企業及び地方自治体の優れた水処理技術、大気汚染物質排出削減技術、廃棄物処理・リサイクル技術、水銀対策技術等の海外展開支援(F/Sや現地実証試験の実施を支援し、ビジネスモデル形成を促進)<経済産業省、外務省、環境省>
- ・ 我が国自治体のインフラ輸出の取組を国として包括的・継続的に支援<全省庁・機関>
 - 先進自治体によるインフラ海外展開の取組を積極的にPR(水環境ソリューションハブ(WES-Hub))等の場の活用、海外都市と我が国自治体の都市間協力覚書作成を促す国家間の覚書作成(下水道分野でベトナム建設省と我が国国交省の覚書作成の実績あり)の横展開等)<国土交通省>
 - 「自治体間連携セミナー」、「低炭素社会実現のための都市間連携」、「脱炭素都市国際フォーラム」、「中国大気環境改善のための都市間連携協力事業」等を通じ、先進自治体をはじめとした自治体と国、及び自治体同士の情報交換・協議の場づくりを引き続き推進<外務省、環境省、JICA>
 - ODA等を活用し、自治体がプロジェクトの上流段階から参画できる提案型スキームの充実、事業実施段階のファイナンス支援(自治体提案型、中小企業提案型等:各省F/S事業、JICA草の根技術協力・無償資金協力、JICA等と連携したJCMプロジェクト実施に対する資金支援等)<外務省、環境省、JICA>
- ・ 我が国の経験を活かした都市インフラ輸出のパッケージ化促進<全省庁・機関>
 - 都市の発展段階に応じた時間軸に沿ったアプローチ(人口や経済規模の増

大に対応して、都市インフラの段階的整備を行ってきた経験の活用)

- 総合的な「まちづくり」の視点からのアプローチ(公害克服から環境配慮型都市に至る経験を生かした都市ソリューションの提案、鉄道沿線開発の経験を生かした新都市開発と交通アクセスの一体整備等)
- ・ 開発途上国の社会課題を解決する製品・サービスの開発を、現地の大学・研究機関・NGO・企業等と共同で取り組む我が国企業を支援<経済産業省>
- ・ 「国土交通省インフラシステム海外展開行動計画 2020」に基づき、優れた技術を有する中小企業等の海外展開を支援し、受注機会を拡大<国土交通省、JOIN>
 - 「中堅・中小建設業海外展開推進協議会(JASMOC)」を通じた事業者間・関係機関との連携の促進
 - トップセールスの機会に併せてビジネスマッチング等を実施
 - 海外での個別の事業ニーズ調査を始めとする事業構想段階から進出段階まで、中小企業等の海外進出を資金調達面、人材面も含め総合的に支援
 - 海外交通・都市開発事業支援機構(JOIN)によるハンズオン支援を活用し、事業化に向けた支援等を実施
 - 海外事業展開において好事例となる中堅・中小建設企業を表彰する「JAPAN コンストラクション国際賞」(国土交通大臣表彰)中堅・中小建設企業部門を実施
- ・ 環境インフラ海外展開プラットフォーム(仮)を通じて、自治体、民間企業、金融機関、専門家等のネットワーク化を実施し、分野横断的に相手国ニーズを踏まえた案件形成支援及び自律的な民間企業プロジェクトを創出<環境省>
- ・ 民間損保会社が引き受ける投資保険の再保険引受を通じ、損保代理店による投資保険の販売が可能となり、全国の中小・中堅企業の海外進出を支援<NEXI>

<新規>

- ・ 「総務省海外展開行動計画 2020」に基づき、デジタル分野や公共・防災分野のより実質的な海外展開を推進<総務省、JICT>
 - 「信頼性のある自由なデータ流通(DFFT)」を支える5Gを起点とする産業基盤の展開、「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」も踏まえた光海底ケーブルをはじめとした質の高いインフラ整備の促進
 - より持続的で実効的な官民連携を実現するため、情報共有やフォローアップを可能とする企業・人材や関係機関等との協力関係を培う場となる官民協議会やデータベースなどの仕組みを整備、革新的技術と支援ツールのマッチングを促進
 - 総務省等の実施する案件発掘からJICTといった政府関係機関等の支援ツールへのバトンタッチにより案件形成力を強化

- 公募を通じた技術力かつアイデアを有するスタートアップ等の民間企業の展開支援による海外展開向けイノベーションの創出など、将来的な海外展開を見据えた取組の実施
- デジタルインフラ、デジタル利活用、国民サービス向上などの重点プロジェクトを推進
- 海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）を活用し、我が国企業が海外における 5G・光海底ケーブル等のデジタルインフラ事業に参画することを支援
- 新型コロナウイルス感染症に対応するための日本の技術と経験を活用した国際協力（通信網整備、ビッグデータ利用、遠隔医療等）等

③現地市場や競合国の情報収集・発信、共有の促進

インフラ案件の発掘のみならず、案件開始後のトラブル防止のため在外公館（日本大使館・総領事館）の機能強化をはじめ、政府の現地支援体制を充実する。また、政府内の各省庁・機関、在外公館の相互連携を一層強化し、経済界関係者との意見交換にも努め、官民がそれぞれ有する情報のタイムリーな共有等の取組を通じて、国家的観点から首尾一貫した受注戦略及び受注後の管理等フォローアップを行う。さらに、「インフラプロジェクト専門官」の活用等各省や在外公館、公的機関、民間企業等それぞれの立場からの官民のコンサルティング機能を強化する。

（具体的施策）

＜実施済＞

- ・ 在外公館における現地ODAタスクフォースの機能強化＜外務省、関係省庁＞

＜推進中＞

- ・ 在外公館にて、インフラプロジェクト専門官が現地のインフラプロジェクトに関する情報の収集・集約・分析を行うと共に、インフラアドバイザー（外部コンサルタント）や弁護士等を活用する事により専門性を強化＜外務省、関係省庁＞
- ・ 日本国内及び在外公館双方における情報収集・発信力の強化＜外務省、経済産業省、総務省、国土交通省、内閣府宇宙開発戦略推進事務局、農林水産省、環境省、JICA、JETRO＞
 - 大使館・JICA／JETRO・日本商工会等のネットワーク強化
 - 個別専門家の充実
 - JICA海外協力隊の積極的な活用（現地側への浸透も含め）
 - 「海外建設・不動産市場データベース」を通じた建設・不動産企業の進出に有益な現地情報（法制度、市場情報等）の提供
 - ビジネスマッチングによる我が国技術の積極的アピール

- 相手国関心事項を踏まえた相手国と我が国の政府・企業による共同プロジェクト組成の促進
等
- ・ 大使会議や民間企業も交えた意見交換会等を通じ在外公館との連携を一層強化<外務省、経済産業省、総務省、国土交通省、関係省庁>
- ・ 我が国インフラ企業と各国の地元企業の協業の可能性が高まるよう、機会を捉えた我が国企業のプロモーションや現地企業とのマッチング等、ネットワーク形成の機会を提供<国土交通省>
- ・ インフラプロジェクト専門官に任命予定である在外公館赴任者向けに、インフラ案件実務能力の底上げを目的としてインフラ輸出研修を実施<外務省、JICA>
等

(4) 新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえたインフラ輸出環境整備

新型コロナウイルスの感染拡大による影響を踏まえ、金融支援やサプライチェーンの強靱化等の対策を迅速に措置する。

<実施済>

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大への臨時・特別の措置として、日本企業の海外事業活動の維持・確保・再構築等を強力に支援するため、JBICの「成長投資ファシリティ」に「新型コロナ危機対応緊急ウィンドウ」を創設<財務省、JBIC>
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大による各企業への影響を鑑み、貿易保険の手続きの期限猶予や各種被保険者の義務の履行猶予等に対応<NEXI>
- ・ 輸出保険や投資保険の申込、保険金支払いに関する相談や貿易保険の手続きの期限猶予等に関する問い合わせについて対応する窓口を創設<NEXI>
- ・ 輸出保険や投資保険において、以下のような損失を保険金支払いの対象に追加<NEXI>
 - 輸出保険(中小企業向け保険含む)
新型コロナウイルス感染拡大に起因した「取引先の破産・破産に準ずる事由」、「代金決済期日から3か月以上の支払遅延」、「輸送の途絶」等
 - 投資保険
新型コロナウイルス感染拡大に起因して投資先企業に以下のような事態が発生した結果生じた損失。「投資先国政府や公的機関(地方自治体を含む)からの事業停止命令または自粛要請による1か月以上の事業の休止」、「部品や資材の仕入れ先または販売先が事業を停止したこと(サプライチェーンの毀損)に伴う1か月以上の事業の休止」
- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けるアジア・大洋州を中心とする

途上国の経済活動の維持、活性化に貢献するため、JICAに「新型コロナ危機対応緊急円借款」を創設＜財務省、外務省、経済産業省、JICA＞

- ・ 新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大を踏まえ、海外で事業活動を行う日系子会社の資金ニーズに応えるため、インフラ協力事業に加え、海外事業資金貸付保険を活用した運転資金の調達を支援＜NEXI＞

＜新規＞

- ・ 国際的に生産拠点の集中度が高い製品・部素材の生産拠点の複線化等を目指し、設備導入、事業実証、FS 調査を通じて、サプライチェーンの強靱化を推進＜経済産業省＞

等

2. 受注獲得に向けた戦略的取組

(1) 海外インフラ案件の経営等への参画・継続的関与の推進

昨今、海外インフラ市場は拡大傾向にある一方、競争環境が厳しくなっており、我が国が得意としてきた機器や建設・プラント事業の受注といった単なる売り切り、いわゆる「川中」の取組のみでは安定的な収益機会の確保が難しくなっている。そのため、案件発掘・形成等の「川上」や、ユーティリティ企業を含む我が国企業が経営及びO&Mに参画することを通じた施設の運営・維持管理、サービスの対価徴収、インフラメンテナンスといった「川下」に至る一貫した取組の重要性が高まっている。

加えて、事業運営・メンテナンスの実施を対象に含む入札案件（PPP案件等）も増加しており、こうした状況に対応するため、事業の組成段階から関与し、継続的な関与を通じて収益を得るビジネスモデルを構築することが重要である。この取組は、国内市場の縮小に伴い事業機会が減少し、我が国技術・ノウハウの伝承が困難になっているという課題に対する解決策ともなり得る。

海外インフラ案件の経営等への参画を推進するため、相手国のニーズに応じた提案力の強化支援を図るとともに、継続的関与に伴い長期化・増加するリスクを軽減するため、政府機関等によるリスクマネー供給や、PPP案件実施に不可欠な適切なリスク分担の受入を促す等、ビジネス環境整備のための政府間対話等を積極的に行う。

また、独法等の知見の活用、価格競争力の強化、膨大な需要に対応するための製造・設計キャパシティの増強、インフラ導入国における国内生産品の優遇や使用を推奨する政策に対処するため、現地生産を視野にいたった関連人材の育成支援を更に強化する。

さらに、案件受注後に、許認可や土地収用等の遅れ、代金の未払い等様々な課題が発生し案件の進捗や運営に影響を及ぼすこともあり、我が国企業だけの解

決が困難な場合も多い。関係省庁、現地大使館等と連携し、相手国政府との対話等を通じた問題解決等、受注後の継続的な支援や、現地における安全確保対策が重要である。

(具体的施策)

<実施済>

- ・ 民間企業の海外インフラ案件への継続的な関与を通じた開発途上国による施設の適切な運営管理を後押しするため、民間企業が円借款や海外投融資を活用するに当たり、リハビリ等の施設整備や部品・部材供給を含むO&Mのサービス提供のみならず、途上国側に魅力的なO&Mに係る自立化促進を中心とした人材育成や能力構築等への支援策を、新しいパッケージとして構築<外務省、財務省、経済産業省、JICA>
- ・ 途上国におけるPPPインフラ事業に関し、民間法人からの提案に基づき事業計画策定を支援するPPP F/Sを通じた案件形成の強化。2019年4月に予備調査(単独型)を導入<外務省、JICA>
- ・ PPP事業の立案、事業選定、資金調達の助言機能強化の動きがみられるアジア開発銀行等の国際開発金融機関(MDBs)との連携強化<国土交通省、経済産業省、外務省、JICA>
- ・ 事業運営権獲得を視野に入れた無償資金協力の積極的活用(民間企業の提案・意見に基づきF/Sを実施の上、本体建設から維持管理まで事業全体のコンセプトを日本側と相手国側で合意し、当該事業のうち施設・機材整備を無償資金協力で支援)<外務省、JICA>

<推進中>

- ・ 日バングラデシュ・ジョイント PPP プラットフォーム等、政府間の枠組を活用しながら、「モデルケース」としての具体的案件を形成することによる我が国企業のPPP事業における経験の蓄積を支援<国土交通省>
- ・ 相手国政府に対し、法的枠組や公的機関の整備を働きかけるとともに、マーケットリスクに関する理解及び正確な需要予測を求めつつ、PPP制度、官民のリスク分担の考え方等について新興国等の相手国関係者の理解を促すセミナー等の実施<国土交通省>
- ・ 我が国企業による「川下」の事業会社等に対する公的信用(投資金融、出資、投資保険等)の積極的付与<財務省、経済産業省、JBIC、NEXI>
- ・ 我が国事業者の海外インフラ市場への参入をより促進できるよう、案件形成の「川上」から「川下」までの政府の関与、パッケージ案件等への公的金融、官民ファンド、独法等の海外業務の取り組みの充実を図る<関係省庁>
- ・ 官民が一体となり、インフラシステム輸出をより一層推進するにあたり、独立行政法人等(鉄道建設・運輸施設整備支援機構、水資源機構、都市再生機構、住宅金融支援機構、日本下水道事業団、成田国際空港株式会社、高速道路

株式会社、国際戦略港湾運営会社、中部国際空港株式会社)の有する総合的ノウハウ等を積極的に活用する。「川上」段階においては、分野横断的かつ包括的なソリューションを提供する官民二国間プラットフォームの構築・活用、案件形成調査やセミナー等の実施を通じて、案件形成をより一層積極的に進めるとともに、「川下」段階においては、阪神国際港湾株式会社によるシハヌークビル港湾公社(PAS)の株式取得を通じたシハヌークビル港の運営への参画を好例とし、O&Mを始めとするPPP事業の更なる案件獲得に取り組む<国土交通省>

- ・ JOINが、現地政府等と共同で上流の調査段階から関与することで、我が国事業者が参画しやすい環境整備を行うとともに、出資や人材派遣等の事業参画による支援を通じて、海外のインフラ市場への我が国事業者のより積極的な参入を促進。令和元年度に実施したJOIN法施行 5 年ごとの検討結果を踏まえ、今後は、従来型の交通・都市開発事業のみならず、それらを支援するエネルギー、通信施設、水道、廃棄物処理施設やデータ収集・分析・制御・管理を行う施設の整備・運営・維持管理、資機材等の生産を手がける現地子会社への出資、運営等、関連する幅広い事業についても、他の公的機関とも協調しながら積極的に支援。加えて、我が国唯一の交通・都市開発事業に関する海外インフラ向け官民ファンドとして、相手国の政治リスク等民間企業では困難なリスクに対処し、我が国事業者の海外インフラ市場への参入を促進する観点から、必要に応じ、柔軟な案件調査や出資等を実施。また、相手国政府等との協力枠組み等の締結により、情報収集・分析能力を向上させる他、ブラウンフィールド案件に対しても支援を行い、実績とノウハウを蓄積<国土交通省、JOIN>
- ・ 幅広いニーズに対応するため、国内企業の結集や、ジャパン・イニシアティブを確保した、外国企業との協働等によるコンソーシアム形成を支援<国土交通省、農林水産省>
- ・ 我が国の強みを活かせる分野において、プロジェクト獲得のキーとなる製品・工法等の海外展開や、中長期的視野に立った総合的な施策を紹介<国土交通省>
- ・ JICTを活用し、海外において通信・放送・郵便事業を行う者に対して資金の供給や専門家の派遣等の支援を行うことで、通信・放送・郵便インフラとICTサービスや放送コンテンツとのパッケージ展開を促進。なお、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の施行から 5 年が経過することを踏まえ、同法附則第 4 条の規定に基づき同法の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる<総務省、JICT>
- ・ 我が国自治体が都市間連携を活用し、途上国の低炭素かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市形成に向けたマスタープラン作成や低炭素事業の案件形成等の取り組み支援<環境省>

- ・ アジアの関係国に対し、高度な技術の導入や資源循環の促進による長期的な環境・経済面でのメリットを積極的に発信するとともに、適切なビジネスモデルの確立、案件準備・形成支援をパッケージとして提供<環境省>
- ・ 単体切売りではなく、我が国が強みをもつICTインフラとの組合せ(例:郵便と郵便関連ビジネス、地デジと防災、等)でのパッケージ展開を図り、人材育成・メンテナンス・ファイナンス等川上から川下までトータルな売込みを推進<総務省>
- ・ 我が国企業の現地生産拠点における製造、設計、運営、保守、管理等に携わる現地中核人材の育成を支援<経済産業省>
- ・ 我が国企業のグローバル企業への進化を支援するため、下記の施策を実施<国土交通省>
 - 未だインフラ海外展開していない企業の海外進出について、国内事業者向けセミナー等を開催し、ベストプラクティスの紹介や海外展開に係る知見を共有すること等により、我が国企業のグローバル化を支援
 - 民間企業の参画のための適切な事業スキーム、官民の適切なリスクシェアリング等について、相手国の理解を醸成するセミナーを開催
 - 我が国インフラ海外展開の強みとなる高い技術力やプロジェクトマネジメント力、施工時の環境・安全面への配慮、人材育成・技術支援力、制度構築支援力、総合的なファイナンス力の更なる強化を図るとともに、相手国に即したこれらのカスタマイズの推進に加え、複数企業の参入促進による価格競争力の強化を推進
- ・ 海外建設・安全対策ホットライン、事業者ヒアリング、業界団体や道路、水、港湾、エコシティ、鉄道、航空、防災等の分野ごとの官民連携協議会、在外公館等からの情報を活用し、迅速に問題を把握<国土交通省>
- ・ 経済連携協定や投資協定の枠組、二国間会議の場の活用による、課題解決とビジネス環境の整備を図る<外務省、財務省、経済産業省、国土交通省>
- ・ 平成 28 年7月のダッカ襲撃テロ事件を受け、外務大臣の下に設置した「国際協力事業安全対策会議」の最終報告を踏まえ、今後も、我が国がテロに屈することなくインフラ輸出を始めとする開発協力を継続していくためにも、国際協力事業関係者・NGOの安全確保に向けた安全対策を着実に実施<外務省、JICA、関係省庁、関係機関>
- ・ 途上国に対するテロ対策・治安能力構築支援を通じ、現地の治安・安全状況を改善<外務省、法務省、JICA>
- ・ 海外建設・安全対策ホットラインの活用や安全に関するセミナーの開催、業界団体との意見交換の場の設置等により、案件の受注後に発生する問題に対しても対応できる体制を整備するとともに、危機管理・安全対策についても我が国企業が安心して海外事業を展開できるよう支援<国土交通省>
- ・ 電力・水インフラ分野における相手国政府との二国間政策対話を通じた我が

国技術の導入促進<経済産業省>

- ・ プロジェクトのプレーヤーの組成、官民のリスク分担、ファイナンス面を含めた制度設計を行い、日本企業が参加しやすい環境作りを実施<国土交通省>
- ・ JICTを活用して日本企業による海外企業のM&Aを支援することで、日本企業の国際的な競争力や海外の事業基盤を強化し、日本企業の通信・放送・郵便事業の海外展開を促進<総務省、JICT>
- ・ 日本企業による通信・放送・郵便事業の海外展開を促進するため、JICTの活用や関係機関との連携により、日本企業と海外企業のマッチングを支援<総務省、JICT>

<新規>

- ・ 「総務省海外展開行動計画 2020」に基づき、デジタル分野や公共・防災分野のより実質的な海外展開を推進<総務省、JICT>
等

(2) 第三国連携等を通じた競争力の補完

昨今のインフラプロジェクトの大型化・複雑化、リスクの深化、受注競争の激化に伴い、コスト競争力強化、市場へのアクセス強化・ビジネス機会の拡大や政治リスクを含む長期的なリスクの分散という国内の官民連携だけでは乗り越えられない課題が生じてきている。我が国企業の強みを補完しつつ、新たな市場への活路を開くため、外国企業と連携した売り込み、案件形成等の取組を進める。

また、二国間及び多国間の枠組等も活用した外国政府・企業と連携した取組は、質の高いインフラ整備等を通じた連結性強化により、進出先国の経済社会基盤強化や地域の安定と繁栄に資することから、「自由で開かれたインド太平洋」の推進にも貢献する。

(具体的施策)

(米国)

自由で開かれたインド太平洋の維持・促進に向けた経済面における日米協力として、「インフラ」「エネルギー」「デジタル」の3分野における協力を推進。

2019年5月の日米首脳会談時にはファクトシート:「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けたエネルギー・デジタル・インフラ分野における最近の日米の取組を公表。

【インフラ】

- ・ 日米経済対話の下、第三国へのインフラ整備の共同推進<外務省、財務省、経済産業省、国土交通省、JICA、JBIC、NEXI、関係省庁>

<実施済>

- 2020年2月、エネルギー・インフラ金融及び市場形成の協力強化のための

日本国財務省及び経済産業省と米国財務省との協力覚書に署名

<推進中>

- JICA、JBIC、NEXIと米国国際開発金融公社(DFC)(旧米国海外民間投資公社(OPIC))間の業務協力に関する覚書に基づく第三国における具体的な日米協力案件の形成
- 「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」の普及・実践に向けた協力
- 米国との間の交通インフラ分野(スマートシティ及びモビリティを含む)における技術面での協力、交流の促進、企業間ビジネスネットワーキングの発展に向けた検討

【エネルギー】

- ・ 日米経済対話の下、「日米戦略エネルギーパートナーシップ(JUSEP)」に基づく日米両国の関係機関の連携<外務省、経済産業省、財務省、JICA、JBIC、NEXI、JETRO、JOGMEC、関係省庁>

<実施済>

- これまでにJUSEP会合を計6度開催し、開かれた競争力のあるエネルギー市場の推進及びエネルギー安全保障の強化に向けて、企業間連携の促進及び国をまたぐエネルギー分野の連結の実現にコミット
- 2019年8月、アフリカにおける日米クリーン・エネルギー協力に関する覚書を更新
- 2020年2月、エネルギー・インフラ金融及び市場形成の協力強化のための日本国財務省及び経済産業省と米国財務省との協力覚書に署名
- 2019年11月、バンコクで開催されたインド太平洋ビジネスフォーラムにおいて、NEXIと米国輸出入銀行が再保険協定改定を実施
- 2020年4月、日米政府及び両国政府関係機関は、インド太平洋地域におけるエネルギー・インフラ産業のビジネス機会創出に向け、両国産業界に向けた支援施策の説明会を実施

<推進中>

- 経済産業省、海外産業人材育成協会(AOTS・旧HIDA)及び米国貿易開発庁(USTDA)によるLNGバリューチェーン訓練プログラムの共同実施
- 石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)及び米エネルギー省(DOE)によるLNGバリューチェーン訓練プログラムの共同実施
- 日米が連携してアジア各国のLNG受入基地等のインフラ整備や制度の構築を進め、プロジェクト組成につなげるとともに、アジア地域でのエネルギー安全保障の確保

<新規>

- 日米メコン電力パートナーシップ(JUMPP)に基づく、メコン地域における日米エネルギー協力の具体化

【デジタル】

- ・ 日米経済対話の下、「日米戦略デジタル・エコノミーパートナーシップ（JUSDEP）作業部会」の場を活用した日米協力の具体化＜外務省、総務省、経済産業省、財務省、JICA、JBIC、関係省庁＞

＜実施済＞

- これまでにJUSDEP作業部会を計4度開催し、自由で開かれたインド太平洋を支えるデジタルインフラについての日米協力のコミット
- 令和元年 11 月、「インド太平洋地域におけるスマートシティの開発の推進に関する日米共同声明」を公表
- 令和2年1月、ワシントン D.C.で第1回日米スマートシティ・ワークショップを開催
- 令和2年3月、ワシントン D.C.で光海底ケーブルの官民ワークショップを開催

＜推進中＞

- 「インド太平洋地域におけるスマートシティの開発の推進に関する日米共同声明」に基づく日米共同ワークショップやインド太平洋地域における日米スマートシティ・モデルの展開にかかる調査事業等の実施
- インド太平洋地域における、光海底ケーブル等の ICT インフラの展開にかかる日米協力の検討
- インド太平洋諸国を対象とした 5G に関する日米共同セミナーの実施

（インド）

＜実施済＞

- ・ 「自由で開かれたインド太平洋」とインドの「アクトイースト政策」との連携によるアジアからアフリカに至る連結性の強化（一部）＜関係省庁＞
 - アジア・アフリカ地域における日印ICT協力として、第三国（ASEAN及びアフリカ）政府機関等職員向けに日印合同でICT能力構築プログラムを提供するプロジェクトを推進
 - アジア・アフリカ地域における日印ビジネス協力として、F/S等を活用したエネルギー分野等の日印協力プロジェクトの推進及びビジネス界の交流を更に促進する「アジア・アフリカ地域における日印ビジネス協力プラットフォーム」の設立に向けた議論

＜推進中＞

- ・ 「自由で開かれたインド太平洋」とインドの「アクトイースト政策」との連携によるアジアからアフリカに至る連結性の強化＜関係省庁＞
 - 第三国における連結性強化のための日印協力の更なる推進
 - 平成 30 年 10 月のモディ首相訪日時に発出されたファクトシート「インド太

平洋における日印開発協力」に記載された具体的な第三国における協力
案件のフォローアップ

- ・ インド輸出信用機関(ECGC)とのMOUに基づく協力可能な案件の検討<NEXI>

(米国、インド)

<推進中>

- ・ 日米印協議の下での、インド太平洋地域におけるインフラ分野での協力の具体化<関係省庁>

(豪州)

<推進中>

- ・ NEXIと、豪州外務貿易省(DFAT)及び豪州輸出金融保険公社 EFA(旧Efic)との三者間の業務協力に関する覚書に基づく第三国における具体的な日豪協力案件の形成<NEXI>

(米国、豪州)

<推進中>

- ・ 2018年11月、JBIC、DFAT/EFA(旧Efic)及びDFC(旧OPIC)の三機関間の業務協力に関する覚書を締結。同取組をはじめ、第三国におけるインフラ、エネルギー分野で日米豪企業が協力するプロジェクトの実現を促進するためにファイナンス面での支援に向け協調。質の高いインフラ推進のための取組をさらに推進<財務省、JBIC、経済産業省、外務省>
- ・ 電力インフラ整備のためのパプアニューギニア電化パートナーシップへ参加することにつき日米豪NZが首脳レベルで合意<外務省>
- ・ 日米豪インフラ協力にかかる3か国合同ミッションを2019年4月パプアニューギニアに派遣<外務省、JBIC、NEXI、JICA>

(米国・シンガポール)

<実施済>

- ・ 令和元年12月にシンガポールで開催された米星スマートシティセミナーに講師を派遣<総務省、経済産業省>

(欧州)

<推進中>

- ・ NEXIと欧州投資銀行(EIB)間の業務協力に関する覚書に基づく第三国における具体的な日欧協力案件の形成<NEXI>
- ・ JBICと欧州投資銀行(EIB)との間の業務協力協定に基づき、イノベーション

や低炭素化を含むプロジェクトの第三国における日・EU協力案件の組成<財務省、JBIC>

<新規>

- ・ 令和元年9月の「欧州連結性フォーラム」において安倍総理とユンカー欧州委員長(当時)が署名した「持続可能な連結性及び質の高いインフラに関する日EU パートナーシップ」文書に基づいて、デジタル、運輸、エネルギー、人的交流を含む分野で、西バルカン、東欧、中央アジア、インド太平洋、アフリカでの協調並びに質の高いインフラ投資に関する協力の具現化に向けて議論を実施<外務省>

(イタリア)

<推進中>

- ・ JBICとイタリア預託貸付公庫(CDP)との間の業務協力協定に基づき、第三国における日伊両国企業のビジネス機会を創出<財務省、JBIC>

(英国)

<推進中>

- ・ 平成 31 年1月の日英共同声明において「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた日英協力の強化に取り組むことで一致したことを受け、質の高いインフラ等に関する協力の具体化に向けて議論を実施<関係省庁>

(ASEAN)

<実施済>

- ・ 2019年7月に締結した、タイ輸出入銀行との再保険協定を基に、第三国における日本及びタイ企業によるエネルギー関連投資案件の協力を支援<NEXI>
- ・ 2020年1月に東京にて、アジア輸出信用機関首脳会合(RCG CEO Meeting)を開催し、ECA(輸出信用機関)間で、アジアにおける第三国連携、エネルギー協力の重要性を確認<NEXI>

<新規>

- ・ 令和元年 11 月の第 22 回日 ASEAN 首脳会議において、「連結性に関する日 ASEAN 首脳共同声明」が発出され、「質の高いインフラ投資に関する G20原則」に十分配慮した連結性及び国際スタンダードに則った質の高いインフラの強化、ASEAN 連結性マスタープラン(MPAC)2025、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ等の実施を通じた地域の開発格差の是正について継続的な協力の強化等が議論を実施された。また、同会議において、ASEAN が昨年 6 月に発表し、連結性を 4 つの柱の一つと位置づけるインド太平洋 ASEAN アウトルック(AOIP)に関し、安倍総理から、日本として実現を全面的に後押しし、FOIP とのシナジーを実現していく旨言及<外務省>

(中国)

<実施済>

- ・ 第三国における日中民間経済協力については、第5回日中ハイレベル経済対話(2019年5月)、習近平国家主席との日中首脳会談(6月)及び李克強総理との日中首脳会談(12月)等において引き続き推進していくことを確認<外務省>
- ・ 2019年4月、タイで日中ビジネス協力に関するワークショップを開催。「運輸・物流」「エネルギー・環境」「スマートシティ」の分野での協力にかかる意見交換や、企業マッチング・交流会を実施<JETRO>

<推進中>

- ・ 民間企業間の交流を促進し、インフラの開放性、透明性、経済性、借入国の債務持続可能性等の国際スタンダードに合致し、かつ第三国に利益となる協力可能な具体的プロジェクトを検討<関係各省>
- ・ JBICと国家開発銀行(CDB)との間の業務協力協定に基づき、グローバルスタンダードに則った金融支援を行うべく、日中両国企業が参加又は関与する第三国における案件の組成<財務省、JBIC>
- ・ NEXIと中国輸出信用保険公司(SINOSURE)とのMOUに基づく協力可能な案件の検討・再保険分野における協力協定の締結<NEXI>

(その他)

<実施済>

- ・ アフリカ市場開発のため、NEXIとアフリカ貿易保険機構(ATI)及びイスラム開発銀行(IsDB)が協調して頭金を含めた必要金額の100%をカバーできるスキームを構築<経済産業省、NEXI>
- ・ 2020年2月にATI(アフリカ貿易保険機構)、IsDB(イスラム開発銀行)、ICIEC(イスラム投資・保険機構)、AfDB(アフリカ開発銀行)、Afrexim(アフリカ輸出入銀行)、TDB(東・南アフリカ貿易開発銀行)の計6機関と相互理解・共同案件発掘に向けたワークショップを開催<NEXI>
- ・ 2019年8月にデンマークのECAであるEKFと締結した再保険協定を基に、日本企業が参画するタンザニアでの鉄道案件を6カ国の輸出信用機関やアフリカの開発金融機関と共に支援<NEXI>
- ・ 台湾における洋上風力発電案件について6ヶ国の輸出信用機関・開発金融機関と共に台湾ドル建の融資保険を引き受け、日本企業の第三国におけるインフラ輸出を支援<NEXI>
- ・ ベルギーのECAであるCredendoが出資する、ロシアの保険会社Credendo-Ingosstrakh Credit Insurance, LLCと再保険協定を締結し、日系企業のロシア展開を支援<NEXI>

<推進中>

- ・ 外国政府・企業と連携して周辺の第三国へ展開する我が国企業の取組を支援するため、第三国におけるセミナー開催による両国企業のマッチング等を実施。併せて政府間の二国間連携の枠組を構築<国土交通省、経済産業省、関係省庁>
- ・ トルコ輸出入銀行との間で業務協力協定を締結し、トルコ周辺の第三国における日・トルコ企業の協働事業を推進<財務省、JBIC>
- ・ トルコ経済省との間で、第三国における建設分野に関する協力覚書を締結し、第三国において協力してセミナー等を実施<国土交通省>
- ・ NEXIとカナダ輸出開発公社(EDC)との再保険協定の締結による、第三国連携のためのネットワーク拡充<NEXI>

<新規>

- ・ 緑の気候基金(GCF:Green Climate Fund)と連携して、気候変動分野の脱炭素技術及びインフラの途上国への展開を一層推進<外務省、関係省庁>
等

(3) ソフトインフラ

熾烈な国際競争を勝ち抜くには、我が国が優位性を持つ技術や知見・ノウハウの活用が不可欠であり、法制度整備や医療・保健・衛生、防災、食育、教育等幅広い分野を含む各種の制度構築・人材育成といったソフトインフラの海外展開に関する取り組みを一層充実させるとともに、ソフトインフラの支援からハードインフラの展開へとつなげる戦略的な取組が必要である。

①インフラ海外展開のためのビジネス環境整備

二国間協議等を通じ、法制度、インフラ関連制度、ファイナンス制度等、インフラビジネスの基礎となるビジネス環境を整備するため、日本人専門家派遣や研修等を通じた人材育成支援等を強化する。

(具体的施策)

<実施済>

- ・ 途上国の投資環境整備(資金協力(円借款、無償資金協力)、技術協力が一体となって、ハード(インフラ)・ソフト(制度・人材)両面を支援)<外務省、JICA>

<推進中>

- ・ 法制度整備支援(協力覚書等を含む様々なチャネルを通じて把握したニーズに基づく基本法・特別法・事業関連法の立法支援、法制度の運用に従事する専門家の人材育成支援、汚職防止等のガバナンスの強化等経済活動の基礎となる司法インフラの整備支援、知的財産制度の構築支援)等を実施<外務省、法務

省、国土交通省、関係省庁、JICA>

- ・我が国のビジネス関係法令の高品質な英訳を迅速に作成し、これを法制度整備支援を展開する際に相手国ニーズに応じて提供するほか、このような英訳を海外に発信することを通じ、我が国企業が公平かつ公正な法の下で運営されている信頼性の高い存在であることを国際取引の相手に印象付けるだけでなく、我が国法令が国際取引の準拠法として活用されることを促す等、我が国企業が国際競争力を強化する前提となる情報基盤を整備<法務省、関係省庁>
- ・日本企業が新興国でビジネスを展開しやすくなるよう現地政府・産業界関係者に対する人材育成等を通じ、新興国の制度や事業環境の整備を図ることや入札方法等に関する調達制度の整備、日本方式の工事品質・安全管理の導入、食品安全等に関する基準・規格・認証、安全規制等に関する制度構築・国際調和を支援<経済産業省、国土交通省、農林水産省>
- ・施工管理や安全管理に関する制度・ノウハウ等の整備支援<国土交通省>
- ・日系企業が直面する労使関係等の労務問題改善支援<厚生労働省>
- ・我が国特許庁審査官の派遣や人材育成・情報化支援・審査協力(特許審査ハイウェイの推進)により、途上国の知財環境整備を支援し、我が国企業の迅速な知的財産権取得を推進<経済産業省>
- ・東アジア地域における法制度整備の支援・人材育成・審査協力(東アジア植物品種保護フォーラム等の推進)により、我が国優良品種の育成者権取得を推進<農林水産省、JICA>
- ・その他、我が国企業のビジネス環境整備
 - 国際的な法的枠組の整備・活用
 - 経済連携協定<外務省、経済産業省等>
 - 投資協定<外務省、経済産業省等>
 - 租税条約<外務省、財務省>
 - 相手国における制度・執行体制の改善の働きかけ<外務省等>
- ・WTO紛争解決制度の活用やOECD造船部会における市場歪曲的な公的支援の防止に関する政策協調に努め、造船分野における公正な競争条件の確立を目指す<国土交通省>
- ・予防司法の枠組を利用した我が国企業のビジネス環境整備(経済連携協定・投資協定の活用等、法的紛争の予防のための関連法令・裁判例等の分析)に係る情報提供及び法的紛争への対応に関する知見等の提供による関係省庁への支援<法務省>
- ・増加する国際的な企業間等の紛争解決が促進されるよう、我が国における国際仲裁の活性化をはじめとするビジネス環境整備の強化に向けた検討・取組を進めるため、令和元年度から法務省が開始した調査委託事業のほか、関係省庁において、人材育成、企業等に対する国際仲裁の効用の広報・意識啓発、法制度の見直し、施設の整備等の各施策を包括パッケージとして実施<法務省、

関係省庁>
等

②国際標準の獲得と認証基盤の強化

省エネインフラ、ICTや次世代自動車等我が国が強みを有する技術・制度・ノウハウ等を「日本方式」として普及させ、その標準化を先導する。標準化の形態として、国際標準、国家標準、デファクト標準があるが、対象分野の特性や相手国での制度整備の状況を勘案し、ODA等を活用して戦略的に取り組む。また、我が国企業のビジネス環境整備のため、国際標準が重要な分野では、世界に通用する認証基盤の整備を国内で着実に進める。

(具体的施策)

<推進中>

- ・ 我が国が強みを有する分野の国際標準について、国際機関(国際標準化機構、国際電気通信連合、国際電気標準会議、国際海事機関等)やアジア諸国の標準機関と連携し、各国への導入を促進<総務省、経済産業省、国土交通省>
- ・ 相手国の制度整備(基準、発注方式、安全・品質管理等、港湾物流に係る情報伝達の電子化(港湾EDIシステム等)・人材育成支援・国際機関(国連自動車基準調和世界フォーラム等)における連携等を通じて、我が国制度・技術の国際標準化、相手国でのデファクト・スタンダード獲得等を推進。加えて、我が国政府としてWTO/TBT協定(貿易の技術的障害に関する協定)を活用し、他国の制度が国際貿易に不必要な障害をもたらすことのないようにすることを確保)<国土交通省、経済産業省、外務省、JICA>
- ・ 我が国が強みを持つ環境性能、ライフサイクルコスト、緻密なマネジメント、省エネ・環境と両立したBCP等のリスク対応、運転技術等の優位性・信頼性に対する相手国の理解を促進し、省エネ・環境・安全等に関する我が国の制度・システム等の普及とともに、アジア地域における環境影響評価の法整備等の支援、及び各国の環境影響評価に関するガイドブック作成を通じて途上国におけるビジネス環境整備を促進<経済産業省、国土交通省、環境省、外務省、JICA>
- ・ 我が国企業の標準化や海外における権利取得を含めた知財マネジメント構築に向けた支援<経済産業省>
- ・ 車載用蓄電池等次世代自動車の分野において、共通基盤となる試験方法、安全性評価基準等の調査・開発やそれら試験方法や基準への適合性評価の手法について、開発・実証を行う<経済産業省>
- ・ 無償資金協力による日本製品・機材・システムの整備や、日本方式導入のための技術協力を通じた「日本方式」の普及・促進<外務省・JICA>

- ・水分野では初の幹事国となった、「水の再利用」に関するISO専門委員会(TC 282)において、我が国が主導して国際標準化を推進<国土交通省>
- ・高速鉄道や都市鉄道に係る「日本方式」の鉄道技術の普及に向けた啓発活動や協力活動を民間企業等と連携して実施<国土交通省・経済産業省>
- ・日本方式の地デジ(ISDB-T)を採用した国々に対して、引き続き地デジを核として我が国で培われたICTサービス(防災ICT、光ファイバ等)の国際的な普及に向けた啓発・協力等の活動を民間企業等と連携して重点的に実施<総務省>
- ・我が国の質の高いコールドチェーン物流システムの国際標準化と、アジアへの国際標準の普及により、我が国物流事業者のアジアへの海外展開を支援するとともに、農水産業をはじめとする、温度や鮮度が重要な我が国産業の輸出力の強化にも貢献<国土交通省、経済産業省>
- ・ASEAN地域に適した浄化槽の標準化を目指し、製品仕様の現地化、公正な性能評価スキームの社会実装等を目指した研究プロジェクトを産官学の連携により実施<環境省>
- ・「LNGを船舶燃料として開発するための協力に関する覚書(11カ国 12者の港湾当局間にて署名)」に基づき、LNGバンカリングに関する基準等の調和を図り、LNGバンカリング拠点港湾の国際的なネットワークを構築<国土交通省>等

③グローバル人材の育成及び人的ネットワーク構築

インフラ関連分野において、我が国経済をけん引する世界規模のグローバルメジャー企業、さらに特定分野でなくてはならない存在感を発揮するグローバルニッチトップ企業を生み出し、それを支えるグローバル人材の育成に官民を挙げて取り組むとともに、相手国との人的ネットワーク構築支援を強化する。

さらに、我が国の強みである、ハード整備と合わせた運営・維持管理等に必要な人材の育成に対する海外からの要望増加に的確に対応する。また、都市開発・地域開発や交通渋滞・交通安全対策、環境・省エネルギー等の横断的な課題解決の要請にも対応できるよう、高等専門学校を始めとする我が国の教育システムへの理解の促進や海外展開等も通じて、インフラ整備等にも資する「産業人材育成協力イニシアティブ」を包括的に実施するなどの人材育成支援に関する取組を強化する。

(具体的施策)

<実施済>

- ・ 今後市場拡大の見込まれるアジアをはじめとした国々へのEdTech等民間教育サービスの海外展開支援を官民連携にて実施<経済産業省>

<推進中>

- ・ 途上国への教育協力(優秀な外国人留学生の戦略的な受入れや高等教育機関の充実強化を中心に、中長期的視点から途上国におけるインフラ関連人材も含めた人材育成を支援)〈文部科学省、外務省、JICA〉
- ・ 小・中・高等学校を通じた英語教育の強化、スーパーグローバルハイスクールの整備、スーパーグローバル大学創成支援、官民が協力した海外留学支援制度、国際バカロレアの推進等を通じたグローバル人材の育成〈文部科学省〉
- ・ 産官学の連携による相手国政府や大学等の要請に対する高等教育協力の新たな枠組の構築(国内大学等による教育協力への支援)〈文部科学省〉
- ・ 高等専門学校による、留学生等の受入れ、教職員派遣、機関間交流等を盛り込んだインフラシステム展開のパッケージ作りを強化するとともに、関係省庁との連携を通じ、相互の人材育成ツールを有効に活用〈文部科学省、関係省庁、JICA〉
- ・ 上記のほか、大学や研究機関においても同様の施策を実施〈文部科学省、関係省庁、JICA〉
- ・ 我が国企業のニーズと途上国側のニーズをマッチングさせ、我が国企業と連携したJICA海外協力隊(民間連携)(旧民間連携ボランティア)派遣等により、企業のグローバル人材育成を支援・推進〈外務省、JICA〉
- ・ 新興国の外国人学生等の我が国企業におけるインターンシップ受入れ支援を通じ、我が国企業と共に母国の課題を解決したいと考えている新興国人材を育成〈経済産業省〉
- ・ インフラの整備・運営・維持管理に必要な人材育成・活用のための仕組み作り(現地への実習生派遣等の我が国人材の育成支援、技能実習制度による開発途上地域等への技能等の移転、留学生や現地人材等の我が国事業者とのマッチングや研修の実施等)〈国土交通省、外務省、法務省、厚生労働省、JICA〉
- ・ 制度構築支援の前提となる包括的な人材育成・強化支援〈経済産業省〉
- ・ 相手国キーパーソンの訪日研修〈総務省、外務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、JICA、JETRO〉
- ・ 相手国の政府系機関等への日本人専門家派遣〈総務省、外務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、JICA、JETRO〉
- ・ 我が国の法的サービスを担う法曹有資格者の海外展開を促進するための調査研究を実施〈法務省〉
- ・ 途上国等の大学における官民連携による寄附講座の開設、相手国への専門家派遣や研修員の受入れ、招聘等を通じ、我が国の食関連産業の海外展開を支える相手国の人材を育成〈農林水産省〉
- ・ 我が国での研修を「日本方式インフラの(将来の)顧客に対する営業活動の一環」とも位置付け、研修の中でインフラに関する日本的価値観(安心、安全、快適等)への理解を深めるとともに、歴史・文化等含めた多面的な日本理解促

進、親日観の醸成を強化<外務省、経済産業省、文部科学省、総務省、JICA>

- ・ 訪日経験を持つ相手国キーパーソンや元日本留学生、元HIDA・AOTS研修生等、親日家グループの組織化及び維持・活性化を進め、新たなビジネスの創造を支援・促進するための支援強化<外務省、経済産業省、文部科学省、総務省、国土交通省、JICA>
- ・ 質の高いインフラ整備に必要となる諸外国の幅広い人材育成に戦略的に貢献するため、高等専門学校について以下の施策を実施<文部科学省、外務省、JICA>
 - 国立高等専門学校機構内に国際企画課を設置し、組織的・戦略的な海外展開を推進
 - 海外向けの広報資料を作成し、広報を強化。また、研修や視察に係る招聘を実施
 - 高等専門学校の教育システムの導入に強い関心がある国(タイ、モンゴル、ベトナム)に、現地で高等専門学校教育の導入を支援するための海外拠点(国立高等専門学校機構)を設置
- ・ 高等専門学校の教育システムを始め諸外国のインフラ事業に携わる人材育成に貢献する日本型教育の海外展開を推進するため官民協働プラットフォームの運営、海外見本市への出展等による戦略的PR、諸外国のニーズと国内機関・事業者のシーズをマッチングする取組を実施<文部科学省、外務省、経済産業省、JICA、JETRO>
- ・ インフラシステム輸出、海外市場獲得のための戦略的取組として、日本語研修の充実、日本社会・文化の理解促進のための研修・視察の拡充、研修員に対する適切な待遇の確保を始め、JICA研修事業の基盤を質量両面で拡充・強化することを通じ、開発途上国において、「日本ブランド」を活かした産業人材育成支援及び知日派・親日派の育成とネットワーク強化<外務省、JICA>
- ・ JICAの日本人材開発センターやカイゼン・イニシアチブを通じて、開発途上国の産業人材育成に向けた拠点拡充を検討<外務省、JICA>
- ・ 我が国企業が即戦力となる新卒人材を優先的に獲得できる仕組みを構築するため、現地大学等への講座設置等を支援。さらに、我が国企業のグローバル・バリューチェーン構築に必要となる現地パートナー企業の人材確保・育成、インフラを企画するキーパーソンや設計エンジニアリングを担う人材の育成を支援<経済産業省>
- ・ 人材育成・制度構築支援の取組を強化<国土交通省>
 - 交通渋滞や環境問題等の大量輸送に伴う課題等を抱える国との間で我が国の経験を共有
 - 同一の相手国からの複数の分野にわたる人材育成・制度構築支援の要請に対して、一体的、整合的に対応

- 同等の開発段階にある国々からの人材育成・制度構築支援の要請に対して、一体的、効果的に対応
 - 我が国企業がグローバルに対応した企業体質を構築し、強力な海外戦略を打ち出せるよう、JICAや政策研究大学院大学等と連携
 - ・ 我が国ICTシステムへの理解・親和性を高め、我が国企業の受注機会増大を図るため、JICA等関係機関とも連携し、ICT人材育成(訪日招聘研修、技術協力、専門家派遣等)を戦略的に実施<総務省、外務省、JICA>
 - ・ アジア諸国で日本語を学ぶ優秀な高校生を我が国に招聘するアジア高校生架け橋プロジェクトの実施<文部科学省>
 - ・ 「日タイ産業人材育成協カイニシアティブ」に基づき、タイのサイエンスハイスクールの学生を国立高等専門学校に受け入れる取組を実施<文部科学省>
 - ・ 日ASEAN交通連携の枠組のもと、交通行政官を対象にした交通安全に関する研修の実施及び交通安全に関する共同レポートの作成等を通じて、ASEANにおける交通安全対策の推進に貢献。また、ビッグデータを活用した交通需要分析の普及を図るための取組等を実施<国土交通省>
 - ・ 「日タイ産業人材育成協カイニシアティブ」を踏まえ、タイで最初の「日本型高等専門学校教育制度(KOSEN)」を導入した技術者教育機関の開学支援を実施<文部科学省>
- <新規>
- ・ WWL(ワールド・ワイド・ラーニング)コンソーシアム構築支援事業を通じ、将来、世界で活躍できるイノベティブなグローバル人材を育成するため、これまでのスーパーグローバルハイスクール事業の取組の実績等、グローバル人材育成に向けた教育資源を活用し、高等学校等の先進的なカリキュラムの研究開発・実践と持続可能な取組とするための体制整備をしながら、高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等が協働し、テーマを通じた高校生国際会議の開催等、高校生へ高度な学びを提供する仕組み(アドバンスト・ラーニング・ネットワーク)の形成を目指す<文部科学省>
- 等

(4) 面的・広域的な取組

臨海部の産業立地と基礎インフラを併せて開発した我が国の経験等を活用しながら、広域開発プロジェクトにおける我が国の経験や技術、実績のPR等を通じて、都市基盤、産業基盤、それらを結ぶ交通基盤を含めた総合的な「面的開発」へ案件形成を含め積極的に関与する。

また、相手国の開発計画、政策の基本方針等、「最上流」の段階からの相手国政府との連携や政策対話の実施、民間セクター、地方自治体等とも連携した国土・地域計画、マスタープランの適切な見直しや作成等、我が国の「質の高いインフラ」の要素を盛り込むための働きかけを行う。その際、ERIA(東アジア・アセアン経済研

究センター)等の国際機関とも連携しながら、戦略的な法令・制度整備支援を行う。
これらを通じて、我が国の技術・ノウハウが適正に評価される環境を整備し、我が国企業によるインフラ受注の効率的かつ効果的な実現を進める。

(具体的施策)

<実施済>

- ・ 交通渋滞等の課題については、適切な道路網の整備が必要であるほか、駐車場の整備、道路交通情報の提供、公共交通の整備等、ハード・ソフトを合わせた総合的な対策が必要であり、こうした点を踏まえ、相手国に適切な提案を実施<国土交通省>

<推進中>

- ・ 広域開発事業に早期から関与し、政策対話等による投資環境改善や、制度整備支援、円借款のセクターローンやプログラムローン、海外投融資等の戦略的活用により、我が国企業の活動拠点整備等を推進<外務省、財務省、経済産業省、JICA>
- ・ 我が国企業受注推進の工夫を図りつつ、民間セクター・地方自治体等とも連携した、インフラ開発に係る技術協力プロジェクト等の形成<外務省、JICA>
- ・ 高速・都市鉄道等の交通インフラと周辺開発との組み合わせや、基盤インフラ整備と都市開発の組み合わせ、臨海部の産業立地と港湾インフラ等を一体的に開発する産業立地型港湾開発など面的プロジェクトの形成に加え、鉄道駅構内での営業、相手国への観光振興への協力等を含めた総合的な提案の実施<国土交通省、外務省、JICA、JOIN>
- ・ 都市開発分野において、渋滞、大気・水質汚染等の都市問題に対応する中で蓄積されてきたノウハウ・経験を活かし、環境共生型都市開発の海外展開を推進<国土交通省>
- ・ 成長著しいASEAN諸国等において、国家・都市圏レベルでの適切な国土計画、地域開発計画、マスタープランの更新に向けた提案・支援及び整備手法の提案。特に、国土・地域計画分野における国際的な支援の枠組である「国土・地域計画策定・推進支援プラットフォーム(SPP)」の取組を推進<国土交通省、経済産業省>
- ・ 開発途上国等に、我が国が高度経済成長期に蓄積した住宅供給関連制度やノウハウ等を提供<国土交通省>
- ・ 関係省庁・関係機関連携の下、様々なインフラ分野において、あらゆるチャネルを活用し、環境配慮の重要性と我が国インフラの環境性能の高さに対する認識を広め、環境性能の高いインフラの市場を創出。また、国別の上流からの総合的な支援により、相手国に対して適切な環境規制の整備や環境保全のための支援施策の導入を促し、環境性能の高いインフラの導入を促進<環境省、関係省庁、関係機関> 等

(5) 分野別戦略等を通じた競争力強化

インフラシステムの更なる受注獲得に向け、主要産業又は重要分野ごとに策定された海外展開戦略や、政府内における既存の様々な戦略等との連携、政策ツールの一層の有効活用を推進する。

3. 質の高いインフラの推進

(1) 質の高いインフラの国際スタンダード化

インフラの「開放性」、「透明性」、「経済性」、「借入国の債務持続可能性」等国际社会で広く共有されている考え方に留意し、「質の高いインフラ」が正当に評価され、相手国に導入されやすい環境整備を図るべく、「質の高いインフラ」の国際スタンダード化を推進する。このため、首脳会談や国際会議、インフラ関連イベント等の機会を積極的に活用して、「質の高いインフラ」の概念を国際的に普及・実践させるための取組を進める。

また、世銀が進めている新調達制度の実施等、他の国際機関等で進めている質の高いインフラに関連する取組等について、我が国として貢献していくことは、「質の高いインフラ」の概念の定着に向けても重要である。

(具体的施策)

<実施済>

- ・ 2019年6月、日本議長下のG20大阪サミットにおいて、開放性、透明性、経済性、債務持続可能性等の要素を含む「質の高いインフラ投資に関するG20原則」を首脳間で承認<外務省、財務省>
- ・ G20の議論を踏まえて、TICAD7において質の高いインフラの重要性を含む「横浜宣言2019」を採択するなど、開催国として議論を主導<外務省、財務省>
- ・ 日本企業の海外M&Aやグローバル・バリューチェーンの再編等の海外展開及び質の高いインフラ整備を支援するため、「質高インフラ環境成長ファシリティ」の趣旨を含む「成長投資ファシリティ」をJBICに創設<財務省、JBIC>

<推進中>

- ・ 「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の普及・実践及び個別のプロジェクトへの反映に向けた取組を推進<外務省、財務省、関係省庁>
- ・ TICADプロセスにおいて「TICAD7における日本の取組」をはじめとする日本の対アフリカ支援をフォローアップ<外務省、財務省、関係省庁>
- ・ 米・豪と連携しつつ、質の高いインフラ推進のための取組をさらに推進<外務省、財務省、経済産業省、JBIC>
- ・ 国際スタンダード化に関する取組の一環として、G7・G20・国連・APEC・ASE

AN等関連の首脳・閣僚会合において、G20 大阪サミットで承認された「質の高いインフラ投資に関するG20原則」を踏まえ、質の高いインフラの必要性をこれまで以上に積極的に発信<全省庁>

- ・「APEC質の高い電力インフラガイドライン」を活用し、我が国火力発電所の運営・保守の質が適切に評価される国際標準(ISO規格)の策定を進めるとともに、輸出先国のニーズを踏まえた普及方法に関する検討を実施<経済産業省、外務省>
 - ・APEC域内の各国・地域におけるインフラ開発・投資の関連制度等を対象に、「APECインフラ開発・投資ピアレビュー及び能力構築参照ガイド」に基づいたレビューを実施し、そのレビュー結果に基づいた能力構築支援等を実施<経済産業省>
 - ・経済協力対話やハイレベル会議等の開催。また当該機会を活用した、APEC域内の各国・地域に対するピアレビュー及び調達担当者の能力構築の加速化に向けた働きかけ<外務省、経済産業省、国土交通省>
 - ・工事請負事業者に設計段階から参画させる包括的建設サービス(WCS)方式等で発注される案件形成の推進<国土交通省>
 - ・「質の高いICTインフラ投資」の概念・調達手法の普及、人材育成、投資・競争を促進させるような公正で透明性のある政策・法的枠組の働きかけ等を通じた、我が国の質の高いICTシステム及びIoT・AI等我が国高度ICTを活用したインフラ受注の機会増大<総務省>
- 等

(2) 我が国の技術・知見の展開、実証や研究開発等を通じた課題解決への貢献

開発途上国・先進国にかかわらず、我が国が優位性を持つ技術や知見・ノウハウを用いて国際社会や相手国の課題解決に積極的に貢献するため、環境と成長の好循環も念頭に、国際枠組に基づく取組や、脱炭素化・省エネ技術、防災・上下水道・廃棄物処理の技術・ノウハウ等の海外展開を推進する他、新たな技術の研究開発や実証、それらの技術の社会実装を促進する。その際、「川上」の段階から相手国のニーズを十分に理解し、ニーズに合わせて我が国の強みをカスタマイズして提案する。

①国際枠組における質の高いインフラを通じた貢献

国連で採択されたSDGsの達成、TICAD等でも我が国が提唱しているユニバーサルヘルスカバレッジ(UHC)の推進やパリ協定における目標達成等、国際枠組や国際協力に対し、質の高いインフラを通じ貢献する。

(具体的施策)

<実施済>

- ・ 日ASEAN交通連携の枠組による取組等(一部) <国土交通省>
 - ASEAN各国の専門家の連携による、国際的な道路網を支える舗装技術や過積載管理技術の共同研究

<推進中>

- ・ 国際機関との連携強化(専門性の高い国際機関との連携により、当該国際機関のプロジェクトへの参画や相手国政府に対し、我が国の技術や制度等をアピールするとともに、国際目標の達成に資する適正な評価手法の開発に貢献) <総務省、外務省、経済産業省、財務省、農林水産省、国土交通省、環境省、文部科学省、内閣官房、JETRO>
- ・ パリ協定も踏まえ、我が国における多様な脱炭素化技術を通じてSDGsの1つでもある全ての人々のエネルギーアクセス確保をはじめ、我が国技術製品の普及を、JCM 等を通じて図る <経済産業省、外務省、環境省、財務省、JICA>
- ・ 日ASEAN交通連携の枠組による取組等 <国土交通省>
 - 港湾技術共同研究において、ASEAN各国のための「航路の維持管理ガイドライン」策定に向けた取組を実施
- ・ 我が国の超小型衛星技術を活用し、人材育成とのパッケージにより、途上国における衛星利用を安価に実現することにより、宇宙利用市場の開拓を図る。また、これにより得られる衛星等のデータを気候変動等の地球規模の課題や各国固有の社会・経済課題解決に用いることにより、SDGsの達成に貢献 <内閣府宇宙開発戦略推進事務局、経済産業省>
- ・ 国連地域開発センター(UNCRD)と連携して、アジア地域における交通や都市分野の環境等に関するハイレベル政策対話を行うアジアESTフォーラムを通じて、我が国の優れた技術の海外展開を推進 <環境省、国土交通省>
- ・ 途上国における国際海事機関の枠組等に応じた安全な海上輸送の確保や海上保安能力向上に貢献するため、貨客船や巡視船などの船舶を供与 <国土交通省>
- ・ SDGs達成をビジネスチャンスと捉え、ICTインフラ・郵便インフラ等の我が国の優位性を活かせるツールを用いた世界の社会的課題の解決を図るため、海外展開や国際機関と連携したルール形成、人材育成、パイロットプロジェクト等を推進し、アジア・アフリカ・中南米などの成長市場における我が国企業の受注拡大等につなげる <総務省>
- ・ 「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」及び同戦略に基づいて策定した「革新的環境イノベーション戦略」に基づき、脱炭素社会の実現のためのイノベーションを推進するとともに、我が国の優れた脱炭素技術の国際展開を着実に推進 <経済産業省、環境省、外務省>

<新規>

- ・ 日ASEAN交通連携の枠組による取組等<国土交通省>
 - ASEAN各国における公共交通機関のバリアフリー化を促進するため、人材育成等の取組を実施
 - ASEAN地域における橋梁維持管理の質の向上を目指し、「橋梁維持管理技術共同研究プロジェクト」を実施
- 等

②低炭素・脱炭素技術の海外展開

新興国を中心とするエネルギー需要の増加に加え、シェール革命や再生可能エネルギーの大幅なコスト低下により、世界のエネルギー需給構造が大きく変化する中、2015年12月に2020年以降の気候変動対策の国際枠組であるパリ協定が採択され、2018年12月に同協定の実施指針が採択されたことを受けて、途上国含め世界全体で低炭素・脱炭素型インフラの需要が拡大している。また、環境(Environment)・社会(Social)・企業統治(Governance)を重視するESG投資の残高が国際的に増加するなど、企業の経営戦略における環境社会配慮に対する意識が高まっている。

これらの状況を踏まえ、世界の脱炭素化をリードしていくため、相手国のニーズに応じ、再生可能エネルギーや水素なども含め、CO₂排出削減に資するあらゆる選択肢を相手国に提案し、その選択に応じた支援を行う。その際、我が国としては再生可能エネルギー・水素の促進に積極的に取り組む。こうした中で、再エネ・省エネ、高効率火力発電、原子力発電、次世代自動車や脱炭素都市づくり等我が国の先進的な低炭素・脱炭素技術を活用し、途上国の経済成長と温室効果ガスの削減に貢献するとともに、我が国が比較優位を有するインフラの海外展開を促進し、地球温暖化対策における国際標準の獲得につなげる。

加えて、2050年に向けて化石燃料の利用に伴うCO₂の排出を大幅に低減し、温暖化とエネルギーアクセス問題を同時解決するためには、あらゆる技術的な選択肢を追求し、世界全体を視野に入れた最大限の取組が必要。このため、各国の産学官と連携しつつ、CO₂を資源として捉え、これを分離・回収し、燃料や素材としての再利用等を通じ、経済合理的に大気へのCO₂排出を抑制するカーボンリサイクルを実現し、イノベーションを伴った新しいエコシステムの創出を目指す。

また、途上国とのコ・イノベーションを実現すべく、制度構築・人材育成・情報整備・資金動員等による自律的な環境技術導入の基盤整備を行い、パートナー国の環境インフラ市場を共に作りつつ、当該市場に合致した製品・システム等を開発・普及させ、成功モデルのパートナー国内・第三国への展開・国内への技術還流等により、マーケット全体の拡大とイノベーションの好循環を生み出し、ビジネスチャンスを拡大する。加えて、国内各地域で構築中の脱炭素に関する取組について、途

上国におけるスマートシティ開発等に対するパッケージ展開を支援する。

さらに、代替フロンに代わるグリーン冷媒及びそれを活用した機器の開発・導入を進め、日本の優れた冷凍空調技術の国際展開を推進する。

(具体的施策)

<実施済>

- ・ 日本企業の有する先端的な技術を生かした質の高いインフラの海外展開支援を強化するとともに、日本企業によるイノベーションを促進するため、政令を改正し、水素・蓄電関連事業を含め、JBIC による支援の対象となる先進国向け事業を追加<財務省、JBIC>
- ・ 今後市場の拡大が見込まれる洋上風力などの再エネ分野や、水素や CCUS (CO2回収・利用・貯留)などの新技術分野のプロジェクトをファイナンス面で後押しするため、通常よりも付保率を引き上げた「環境イノベーション保険」を NEXI に創設<経済産業省、NEXI>

<推進中>

- ・ パリ協定も踏まえ、我が国における多様な低炭素・脱炭素技術を通じてSDGs の一つでもある全ての人々のエネルギーアクセス確保のため、我が国技術製品の普及を、JCM 等を通じて図る<経済産業省、外務省、環境省、財務省、JICA>
- ・ ODA等の公的資金の戦略的活用を通じた我が国の低炭素・脱炭素技術及びインフラの海外展開<外務省、財務省、経済産業省、JICA、JBIC、NEXI>
- ・ 高効率ガスタービンを活用した低炭素排出型インフラの構築<経済産業省>
- ・ 再生可能エネルギー関連の海外投資への公的金融の積極活用<外務省、財務省、経済産業省、JBIC、NEXI、JICA>
- ・ JCMを通じて、途上国における再生可能エネルギーや省エネ、脱フロン、CCUS 等優れた温室効果ガス排出削減技術・インフラ等を普及させるため、実証事業や設備補助事業等具体的事業の着実な推進、我が国公的金融機関やアジア開発銀行(ADB)等が支援するプロジェクトと連携しつつ排出削減を行うプロジェクトを支援するための基金の活用、都市の脱炭素化を継続的に支援<外務省、経済産業省、環境省>
- ・ アジア、特にASEANの脱炭素化やエネルギー転換を加速するために技術導入・普及と関連する制度整備をセットで、かつ官民共同で進める取り組みであるCleaner Energy Future Initiative for ASEAN(CEFIA)活動に積極的に協力し、我が国の低炭素・脱炭素技術及びインフラ等の海外展開を支援<経済産業省>
- ・ APEC環境物品リストに掲載された54品目の関税削減実現に向けたAPECにおける未履行エコノミーへの働きかけ、及び環境保護・気候変動対策に貢献する物品の自由貿易を促進するWTO環境物品協定(EGA)交渉の早期再開・妥

協を通じた、アジア太平洋地域への我が国の環境技術・製品の海外展開<経済産業省、外務省、環境省>

- ・ 我が国の低炭素・脱炭素インフラ技術及び途上国とのコ・イノベーションで創出した技術の実証・普及並びにJCM導入の促進<経済産業省、環境省>
- ・ 先進的な環境技術の戦略的国際展開(国際機関における国際基準等の策定主導や環境ラベル等の国際統合化により、我が国の技術・製品等の普及促進を行う)<国土交通省、環境省>
- ・ 原子力発電に関する協力に当たっては、核不拡散や、相手国の原子力政策、相手国の我が国への信頼と期待、二国間関係等を総合的に勘案し、個別具体的に検討した上で、原子力協定の要否を検討<外務省>
- ・ パリ協定を踏まえ、世界の脱炭素化をリードしていくため、相手国のニーズに応じ、再生可能エネルギーや水素等も含め、CO2排出削減に資するあらゆる選択肢を相手国に提案し、「低炭素型インフラ輸出」を積極的に推進。その中で、エネルギー安全保障及び経済性の観点から石炭をエネルギー源として選択せざるを得ないような国に限り、相手国から、我が国の高効率石炭火力発電への要請があった場合には、OECDルールも踏まえつつ、相手国のエネルギー政策や気候変動対策と整合的な形で、原則、世界最新鋭である超々臨界圧(USC)以上の発電設備について導入を支援<経済産業省、外務省、財務省、内閣官房、JBIC、NEXI>
- ・ リスクの高い地熱開発に関する協力に当たっては、アフリカ大陸をはじめとする世界の膨大な地熱資源に対し、世界トップクラスにある探査技術やプラント技術を活用し、更なる技術革新を促進しつつ、途上国を中心とした地熱開発に貢献していくため、マスタープラン作成から探査、試掘調査、掘削、プラント建設まで資金面を含め支援<経済産業省、外務省、JICA>
- ・ 途上国で深刻な問題となっている廃棄物問題解決と温室効果ガス排出削減の同時実現に資する廃棄物発電技術の導入推進のため、ガイドラインの作成支援やモデル的な都市の支援、適切なビジネスモデルの確立、案件準備・形成支援をパッケージとして提供<環境省>
- ・ 各国のエネルギー事情の情報収集やエネルギー政策対話等を通じて、東南アジアを中心とする新興国のエネルギーマスタープラン策定を支援し、相手国の状況に応じた「エネルギー転換」を支援<経済産業省、外務省、環境省、JICA>
- ・ 空港インフラにおいて、日ASEAN交通連携活動も活用しつつ、エコエアポート案件形成を推進し、我が国企業が有する環境技術の導入を図る<国土交通省>
- ・ 海事分野において、ASEAN地域における船舶からのCO2等温室効果ガス削減に貢献するため、我が国の造船・船用工業が有する優れた省エネ技術を活かし、同地域における低環境負荷船の普及促進に向けた協力を実施<国土

交通省＞

- ・ 脱炭素化実現の鍵であり、我が国が世界最先端の技術を有する水素について、その供給コスト低減に向け、運輸・発電等での水素需要拡大、褐炭等の海外の未利用エネルギーを活用した国際水素サプライチェーンの構築を推進＜経済産業省＞
 - ・ 我が国における脱炭素化への貢献と新規産業の国際市場開拓のポテンシャルを有する、新たなCO2フリー燃料としてのアンモニアの直接利用技術の開発およびCO2フリーアンモニアバリューチェーン構築に向けた海外との情報交換、調査等をグリーンアンモニアコンソーシアムを中心に実施＜経済産業省＞
 - ・ 蓄電池システムの実証試験、CCUS／カーボンリサイクルの研究・実証、各国産学官との協力の推進＜経済産業省、環境省＞
 - ・ 開発途上国のみならず、先進国も含め世界で同時に起こるエネルギー転換・脱炭素化において、技術優位性等を持つ我が国企業を支援するため、先端技術を用いた事業や新規取組の事業化を公的金融で支援し、我が国企業によるイノベーション及び新規事業投資を促進＜財務省、JBIC＞
 - ・ 洋上風力発電に関連する我が国企業を幅広く支援し、案件組成につなげるため、官民一体となった推進体制を構築＜経済産業省、国土交通省、関係省庁＞
 - ・ 新興国の台頭による市場競争激化への対応策として、競合国との差別化を図るため、相手国のニーズに応じ、低炭素・脱炭素技術を始めとする我が国の優れた環境技術を提示し、マッチング等を通じた企業・大学等の海外展開の後押しや、相手国の環境技術理解のためのノウハウ共有等の検討を行う＜環境省＞
 - ・ フロンのライフサイクル全体にわたる排出抑制対策の主流化を目的とした国際イニシアティブを創立し、世界のフロン大幅削減に向け、JCM 等を通じた我が国の技術を国際展開＜環境省＞
- 等

③防災先進国としての経験・技術を活用した防災主流化の主導、防災技術の海外展開、気候変動対応

近年、世界全体で気候変動による自然災害等の被害が顕在化し、それらへの対応が必要となっている。また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、自然災害との同時発生の可能性が高まっている。このような中、これまで幾多の災害を経験した我が国は、防災の重要性を世界に訴える責務がある。2015年には、仙台で第3回国連防災世界会議が開催されるとともに、持続可能な開発のための2030 アジェンダが策定され、12月には国連総会において、我が国主導で「世界津波の日」を制定。2016年12月の国連決議（71/222）、国際行動の10年「持続可能な開発のための水」2018-2028等、水・防災分野への投資の重要性等が強

調された。今後も引き続き我が国が世界に対し、開発政策に防災の観点を取り入れるといった「防災の主流化」（新型コロナ禍での災害対応を含む）を主導していく。

また、今後とも拡大する世界の防災市場において、国際援助機関等とも連携しつつ我が国防災技術の積極的な広報を展開し、ODA等を活用して我が国の防災技術・ノウハウを普及させることで、防災インフラの海外展開につなげる。

(具体的施策)

<実施済>

- ・ ODAの戦略的活用等を通じた途上国における防災分野の取組支援を通じた我が国の防災技術等の普及<外務省、財務省、JICA>
- ・ 紛争・災害からの復旧・復興フェーズに迅速かつ柔軟に対応し、「より良い復興(Build Back Better)」を推進するためのODAを実施<外務省、JICA>
- ・ 国際電気通信連合(ITU)の会合において、緊急通信システムを利用した防災訓練に関するワークショップを開催し、日本のICT防災システムの災害時における活用事例や実証プロジェクト等に関する周知・広報活動を積極的に行うことで海外展開を推進<総務省>

<推進中>

- ・ 「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ2」に基づき、自然災害の多発するASEAN地域等を対象に、我が国の優位性を活かした防災分野における案件発掘、形成の推進<国土交通省、外務省、経済産業省、JICA>
- ・ 我が国の防災技術の海外展開に向けた国別の防災協働対話の展開<国土交通省>
- ・ 日本方式の地デジをはじめとする先進的なICTシステムと消防などの防災システムを組み合わせ、新興国等において我が国の経験・技術、ノウハウを海外展開<総務省、外務省、JICA>
- ・ 急激な都市化や経済発展に伴い大規模ビルや石油コンビナート等における火災や爆発のリスクが増大している新興国等に対して、火災予防制度、消防用設備、消防車両、資機材等を海外展開<総務省、外務省、JICA>
- ・ 産学官の連携による「日本防災プラットフォーム」を通じた防災インフラ・製品の海外展開の促進<国土交通省>
- ・ フィリピンとの協議やワークショップ等の開催により、フィリピンと防災分野での協力を促進<外務省、JICA、総務省、国土交通省>
- ・ 世銀を始めとした国際援助機関等と連携したセミナー開催等を通じた、我が国の防災技術の周知活動を促進<国土交通省>
- ・ 国際連合に働きかける等、我が国の防災体制、予算制度をモデルとする「防災の主流化」の推進や、日本の強みを活かした形での我が国の防災技術の展開を支援<国土交通省>

- ・ 防災インフラ輸出の相手国政府に質の高い防災インフラを整備・管理するための法制や体制を移転し、インフラ整備のノウハウを有する我が国企業の活躍の場を形成<国土交通省>
- ・ アジア太平洋地域において、気候変動の影響による自然災害等の被害を回避・軽減する、適応策の立案・実施を支援するため、適応に関する情報基盤(アジア太平洋気候変動適応情報プラットフォーム(AP-PLAT))を整備し、科学的知見を提供するとともに、気候リスクに対応する技術を活用した適応ビジネスの展開を促進<環境省、外務省>
- ・ アジア防災センター(ADRC)において、アジア地域における防災行政担当職員の人材育成を実施<内閣府>

<新規>

- ・ 「防災技術の海外展開に向けた官民連絡会(JIPAD)」(令和元年 8 月設立)を通じた、我が国の防災政策、技術やノウハウを官民一体となって紹介する国別の官民防災セミナーの展開<内閣府>
 - ・ 我が国の治山技術を海外展開するための手法の開発や山地流域における災害等のリスク評価・課題の分析、その他技術や知見の普及を実施<農林水産省>
- 等

④優れた水・廃棄物処理等のノウハウ・技術の海外展開

新興国では急激な都市化の進展に伴い、良質な飲料用水・工業用水の需要が高まるとともに、増加するごみ処理に対応するため関連インフラのニーズが急増している。また、先進国においても、設備老朽化による水インフラ高度化のニーズが増加している。さらに、近年では、地球規模の課題として海洋プラスチックごみ問題が注目されており、その削減に向け廃棄物発電等による陸域における廃棄物の適正処理の推進が求められている。

高度経済成長を経験し、水・廃棄物処理等の分野に高い要素技術・ノウハウを有する我が国にとって有望なインフラ市場であると同時に、SDGs達成への貢献にもつながり、国際社会における我が国のプレゼンス向上の面からも期待の分野である。

我が国政府・自治体・企業等が技術・ノウハウを持ち寄り、相手国のニーズに合致した事業提案を行い受注拡大を目指す。

なお、水資源、下水道、水防災の分野は、農業、水道、工業用水等をトータルで調整し確保すること、国民の衛生環境や生命・財産に大きな影響を及ぼすこと等から、相手国の政策レベルでの高度な意思決定が必要な分野であり、国際会議等における我が国の主導的な立場を担うための戦略的取組や政府間の取組が重要。

(具体的施策)

①水分野

<推進中>

- プロジェクトの各段階において、水資源機構及び日本下水道事業団が有する公的な信用力や専門的な技術・ノウハウを活用して、相手国政府に対して具体的な提案等を行い、日本企業の海外展開を強力にサポート<国土交通省>
- 海外への官民ミッションの派遣を通じた本邦技術の紹介及び個別プロジェクト案件の支援<経済産業省>
- 相手国との政策対話を通じた本邦技術の導入促進<経済産業省>
- SDGsの達成に向け、アジア地域における汚水管理を一層促進するためのアジア汚水管理パートナーシップを新たに設立し、各国の知見・経験を共有・蓄積し、各国に共通する課題解決に取り組む<国土交通省、環境省>
- 我が国の優れた水分野の技術やノウハウを活かした海外展開を図るため、国、地方公共団体、民間企業等の連携を強化し、途上国や水資源に乏しい地域等での案件発掘等の段階から関与し、我が国企業の海外展開を支援<厚生労働省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、外務省、JICA>
- トップセールス、覚書締結、相手国政府への政策的助言、研修の実施等、政府間の取組をより一層強化する等、我が国企業のビジネス活動を積極的に支援<厚生労働省、経済産業省、国土交通省>
- 水資源、下水道、水防災の分野における国際的な議論の場において我が国が主導的な立場を担うべく、今後、熊本市で開催予定の第4回アジア太平洋・水サミットに向け、関係行政機関と必要な協力を推進<国土交通省>

(水資源関係)

- 水資源機構が有する公的な信用力や専門的な技術・ノウハウを活用して水資源に関する流域マスタープランの作成等、上流段階から案件形成に関与。上流段階からの案件形成に当たっては、関係省庁、業界団体等が一堂に会する「水資源分野における我が国事業者の海外展開活性化に向けた協議会」を活用し、水資源分野の調査・計画段階に着目して我が国事業者の海外展開に関する現状把握、課題整理に取り組むこと等により、海外の水資源開発事業への我が国事業者の参入の促進を図る<国土交通省>

(上水道関係)

- 相手国の政府や水道事業体等の水道関係者に対し、①水道セミナーの開催や、②課題に対する解決策の提示等を実施<厚生労働省、経済産業省>

(下水道関係)

- 下水道整備の必要性や整備効果に関する啓発を行うとともに、相手国のニーズにより一層適合した技術開発・実証試験への支援、本邦技術に対する理解の促進や相手国の基準への組入れ、当該技術を活用できる相手国人材の育成を実施<経済産業省、国土交通省>
- 官民連携のプラットフォームである下水道グローバルセンターについて金融を含めたビジネス環境整備等の機能強化を図るとともに、我が国企業の海外進出に当たって重要な役割を担う地方公共団体の人材育成を促進<国土交通省>
- 集合処理と個別処理に係る関係機関から構成される日本サニテーションコンソーシアム等を活用し、我が国の経験・技術の情報を発信<国土交通省、環境省>
- マスタープラン策定の段階から、都市中心は下水道、郊外の大型施設やコミュニティは大型浄化槽、周辺部は小型浄化槽という、集合処理と個別処理のそれぞれの長所を生かしたバランスのとれた包括的な汚水処理サービスを提案するとともに、汚泥管理・処理体制の確立を含め、下水道と浄化槽がパッケージ化された我が国特有の案件形成に向けた検討を日本下水道事業団等と連携して取り組む<外務省、国土交通省、環境省、JICA>

②廃棄物分野・リサイクル分野

<実施済>

- ・ 2019年6月、日本議長下のG20大阪サミットにおいて、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を首脳間で共有。さらに共有国・地域が86まで拡大（2020年6月末時点）<外務省、経済産業省、環境省>

<推進中>

- 我が国循環産業の戦略的海外展開・育成（特にアジアにおいて、先進的な我が国循環産業の戦略的な海外展開を進め、途上国の求める、海洋プラスチックごみ対策にも資する廃棄物処理・3Rの実施や廃棄物発電・浄化槽システム、水銀処理・代替システムの導入を効率的に進め、世界の環境負荷の低減にも貢献）<環境省、経済産業省、外務省、JICA>
- アフリカにおいては、「アフリカのきれいな街プラットフォーム」を通じ、我が国の自治体や民間企業とも連携しながら知見の共有、人材育成、投資促進などの取組を通じて、各国／都市において適切な廃棄物管理を担う人材の育成、ガイドラインの作成等を推進<環境省、JICA>
- JICAの中小企業・SDGsビジネス支援事業等と連携し、アジア地域における浄化槽の普及に向け、制度面や維持管理体制整備に係る働きかけを含めた支援を実施<外務省、環境省、JICA>
- 適切な資源循環システムの構築に向け、政策対話を通じて廃棄物処理や

使用済み自動車・廃家電等のリサイクル分野の制度構築支援と技術導入をオーダーメイド・パッケージで支援する。廃棄物発電については、技術の導入支援のみならず、廃棄物発電に係るガイドラインの作成支援、適切なビジネスモデルの確立、案件準備・形成支援、訪日研修等をパッケージとして提供<経済産業省、環境省>

- ▶ シップ・リサイクル条約の早期発効を目指すとともに、船舶解体施設の改善等を通じて主要解体国を支援<国土交通省>
等

4. 幅広いインフラ分野への取組み

(1) IoT、AIなど高度なICTを活用したインフラの展開

経済・社会のデジタル化の進展に伴い、ICTの成長分野が「サービス」や「プラットフォーム」、更には「データ」へとシフトしつつある。このような背景から、ICTを活用することで様々な社会課題を解決し、Society 5.0の実現やSDGsの達成を図ろうとする動きが世界で活発化しており、この変化を踏まえた我が国企業の海外展開の取組を支援する。

特に、我が国ICTの特徴・強み(技術力の高さ、人材育成協力等)を活かしたインフラへのICT利活用を推進し、サービス向上や維持管理の更なる効率化・高度化を図り、質の高いインフラ投資へつなげていく。

また、目まぐるしく変化する事業環境や国際競争における課題、全世界的に進行中のインフラ分野における技術革新に的確に対応するため、IoT、AI等の高度なICTの活用や地域発のイノベーションの展開も念頭に、海外展開に積極的な自治体との連携やICTによる課題解決モデルの海外展開を積極的に推進・支援する。

(具体的施策)

<実施済>

- ・ IoT推進コンソーシアム等を活用し、実証事業の実施等我が国の高度なICTの展開等に向けた国際連携・国際協力を官民一体となって推進<総務省、経済産業省>
- ・ スマートシティの分野において、地方公共団体や我が国企業が有するIoTを活用した都市ソリューションの海外展開を促進<JETRO>

<推進中>

- ・ インフラへのICTの活用が期待される分野(防災、医療等)について、相手国のニーズを発掘するとともに、実証事業の実施等を含め積極的に支援<総務省>
- ・ G7香川・高松情報通信大臣会合及びその後のG7、G20等における関連会合

- の成果等を踏まえ、我が国ICTの特徴・強みを活かしたIoT、AI等の高度なICT展開等を推進するための国際連携・国際協力を推進<総務省、経済産業省>
- ・ 面的な開発を行うものや広域・中長期にわたる大規模プロジェクトについて、政府間対話等を通じた上流段階からの関与による日本方式の地デジや防災ICT、医療ICT、衛星、セキュリティ、電波システム、光海底ケーブル等の我が国の先進的かつ安心・安全な質の高いICTシステムの積極的な組み込みを通じた競争力の強化を図るとともに、広域的複数国による国際フォーラムの開催によるICTシステムの面的展開を推進<総務省>
 - ・ 中南米各国において取組が進むデジタル網整備やこれを活用した教育、医療、防災、防犯、スマートシティ、農業等の各分野でのアプリケーションに係る政策ノウハウ、維持管理技術、人材育成等を組み合わせた展開を促進。その際地域での共通課題、解決方策にかかる連携を強化し展開<総務省>
 - ・ 海運のインフラについては、ICTを活用した先進船舶による海運の生産性向上の取組(i-Shipping)を推進。鉄道については、IoT、AI、センサー等の情報通信技術の進展やビッグデータの活用等の新たな技術を活用した展開に向けた取組を推進。港湾については、AI、IoT、自動化技術を組み合わせ、良好な労働環境と世界最高水準の生産性を有するAIターミナルの実現を図り、将来的には、ヒトを支援するAIターミナルの技術とインフラ整備をパッケージとして輸出することを視野に取組を推進<国土交通省>
 - ・ ICT等を活用した建設現場の生産性向上を目指す i-Construction の取組の海外展開を推進<国土交通省>
 - ・ 防災、医療、交通、農業、教育、行政、スマートシティ、インフラ管理等の様々な分野において、IoT、AI等の高度なICTによるデータ利活用型のインフラシステムの展開を促進。その際、我が国の地域における課題の解決に資するICT課題解決モデルの海外展開、先方のニーズに合わせたオーダーメイド型ICTサービスの提案、幅広い業種のグローバル企業との業務提携、Society 5.0 の実現やSDGsの達成への貢献を意識した取組を推進<総務省>
 - ・ 5Gや生産現場の無線化等、無線に関する最先端の研究開発や国際標準化の取組を通じ、将来のIoT社会の基盤構築をグローバルに推進し、IoTやAI等の高度なICTを通じたインフラシステムの一層の展開に資するような環境整備を推進<総務省>
 - ・ 自治体が各国と有する連携関係等を活用し、IoTやAI等の高度なICTを含め、我が国の質の高いICTインフラのアピールを官民一体で推進<総務省>
 - ・ IoT・AI等高度な新技術を活用した課題解決力等により、SDGs達成に貢献するなど、我が国のプレゼンスを高めていく。併せて、我が国が優位性を有する分野の海外展開を促進するため、相手国における規制等の整備、我が国発の国際標準の普及、資金支援事業を通じた新技術導入の推進、分野別タスクフォース等を通じた関係省庁・機関間の連携強化により、スマートシティ等、横断

的なパッケージ案件等の形成を推進<総務省、経済産業省、国土交通省、環境省>

- ・ 我が国ICTの特徴・強みを活かしたIoT、AI等の高度なICTの展開に向けて、G20 茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合及びその後のG7、G20 等における関連会合において、AIによる労働生産性の向上による新しい雇用や産業が創出されるという考え方を発信し、また、我が国主導によるデータの自由な流通の促進とそのための信頼性のあるデータガバナンスの構築を推進<総務省>
- ・ ビジネストレンドや企業ニーズを踏まえ、JICTの活用や関係機関との連携により、Society 5.0 の実現やSDGsの達成に資する事業を支援し、我が国企業によるICTの海外展開を促進<総務省、JICT>
- ・ 急速な都市化が進展するASEAN地域における都市開発・不動産開発分野の需要に対応して、同地域でのスマートシティ開発への我が国企業の進出促進を図る<国土交通省、経済産業省、関係省庁>
- ・ 相手国のニーズに対して活用できるITS技術をコンサルティングし、ローカライズするビジネスを土木研究所と民間企業等が連携して推進<国土交通省>

<新規>

- ・ デジタル化の基盤となる安心・安全な5Gネットワークの世界的な普及に貢献するため、国内における5Gの実用の成果の海外展開に、官民一体となって取り組む<総務省>
等

(2) 新たなインフラ分野への展開

我が国の医療技術・サービスと医療機器等の国際展開や、我が国の効率的な農業インフラシステム等の海外展開、宇宙システムの活用による資源探査や国土管理、海洋インフラ技術を活用した海洋鉱物資源や再生可能エネルギーの開発及び海洋空間利用、クールジャパン戦略との連携等、新たなフロンティアとなる分野での展開を経済協力の政策支援ツールも活用して支援する。

(具体的施策)

①医療分野

<推進中>

- ・ 一般社団法人 Medical Excellence JAPAN (MEJ) やJETRO等を通じた我が国の医療技術・サービスの海外展開の促進や現地人材の育成支援を通じた医療機器の海外における販路開拓及びメンテナンス体制強化の推進<内閣官房、経済産業省、厚生労働省、外務省、文部科学省>
- ・ 日本発の医薬品・医療機器等を国際的な医療協力等も通じて、保健制度・医療技術・医療・介護サービス等と一体的に海外に展開<アジアにおける医薬品

の研究開発、製造、流通、安全規制等の基盤整備、人材交流を通じた規制・制度の国際調和や、官民拠出による開発途上国向け医薬品研究開発の促進、WHOへの貢献やASEAN・その他加盟国等の新興国との二国間協力、国内外における商談機会の充実を通じた国際展開等を行う)＜内閣官房、厚生労働省、外務省、経済産業省、文部科学省、財務省、総務省、JICA、JBIC、NE XI、JETRO＞

- ・ アジア健康構想の下、アジアにおける自律的な産業の振興と裾野の広いヘルスケアの実現に貢献するため、我が国のヘルスケア関連産業の国際展開を実施＜内閣官房、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省＞
- ・ アフリカにおける自律的な産業の振興と裾野の広いヘルスケアの実現に貢献するため、我が国のヘルスケア関連産業のアフリカへの展開を推進。TICAD7の機会に、安倍総理から「アフリカ健康構想」を打ち出し。同構想の下、政府間の協力覚書をウガンダ、タンザニア、セネガル、ガーナ、ザンビアとの間で署名済み＜内閣官房、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省＞
- ・ 各国の保健当局間の関係構築・強化を通じた医療・保健協力を図る。各国への協力内容としては、1)医療技術、医薬品や医療機器に関する人材育成、2)我が国の経験や知見を活かした相手国の医療・保健野の政策形成支援(公的医療保険制度等)、3)薬事規制のノウハウの伝達等による相手国の医薬品等へのアクセス向上等を含め、パッケージ輸出で、医療の国際展開を推進＜厚生労働省、内閣官房＞
- ・ 供与した機材の有効活用や我が国企業の国際展開促進の観点から、維持管理サービスやスペアパーツ等も無償資金協力の対象として供与＜外務省、JICA＞

②農業・食品分野

＜推進中＞

- ・ 二国間政策対話や官民フォーラム、国内での官民協議会の開催等を通じ、官民連携により我が国食産業の海外展開と途上国等におけるフードバリューチェーンの構築を推進＜農林水産省＞
- ・ 海外におけるフードバリューチェーンの構築の一環として、我が国スマート農業技術の海外展開を推進＜農林水産省＞
- ・ 先進技術を活用した効率的な農業インフラ、高度な食品製造システム、環境性能を含め、質の高いコールドチェーン等の高品質な物流システム、日本食・食文化の普及、植物の新品種の保護に関する国際条約(UPOV条約)に則した植物品種保護システムの構築等を組み合わせた食のインフラシステムの輸出やそれらを活用したフードバリューチェーンの構築を推進。特に、コールドチェ

ーン等のフードバリューチェーンの川下部分の整備を促進することで、日本産食材の輸出にも貢献<農林水産省、環境省、関係省庁、JICA、JBIC、NEXI、JOIN>

- ・ 国民への食料の安定供給のため、世界全体の農業生産の増大、農業投資の増大とともに、必要な輸入については、その安定化、多角化を図る観点から、官民連携により、中南米等を対象に、大豆やトウモロコシ等の調達取組の強化や我が国からの海外農業投資を促進するための方策を検討<農林水産省、外務省、NEXI>

③宇宙分野

<実施済>

- ・ 準天頂衛星や地球観測衛星等の衛星データも用いたソリューション・サービスビジネスの海外展開を推進するため、現地政府や企業のニーズ発掘を行うための意見交換を実施<経済産業省>

<推進中>

- ・ 宇宙分野における政府及び民間関係者で構成する「宇宙システム海外展開タスクフォース」を通じて、我が国が強みを有する宇宙システムの輸出等、官民一体となって商業宇宙市場の開拓に取り組むとともに、宇宙分野における開発途上国に対する能力構築支援の基本方針に基づき、宇宙システム海外展開を推進(社会実証、ODAを含む公的資金等を活用し、衛星システムと共に、利用システム、人材育成、宇宙機関設立等の支援により一体的な宇宙システムの海外展開を推進)<内閣府宇宙開発戦略推進事務局、外務省、経済産業省、文部科学省、総務省、財務省、JICA、JBIC、NEXI、JETRO、関係省庁>
- ・ アジア太平洋地域において我が国が整備を進める準天頂衛星システムの利活用を促進し、我が国の測位システム方式を普及すべく、アジア太平洋諸国と共に準天頂衛星システム・アジア太平洋ラウンドテーブルや二国間対話を実施するとともに、我が国の測位システム方式普及に向けた電子基準点の設置や運用支援等の取組を着実に推進<内閣府宇宙開発戦略推進事務局、国土交通省、経済産業省、総務省>
- ・ 我が国の地球観測衛星及びデータ技術を活用し、防災や海洋等、個々のニーズに応じて、アプリケーションと一体となったデータインフラの展開を推進<内閣府宇宙開発戦略推進事務局>
- ・ 官民連携による海外の各種展示会への出展協力をを行い、海外の大手宇宙関連企業と我が国のコンポーネント・部品・素材企業との交流推進<経済産業省、文部科学省、JETRO>
- ・ 東アジア・ASEAN経済研究センター(ERIA)の提言等を踏まえ、宇宙システム海外展開タスクフォースを通じ、ASEAN地域における宇宙・地理空間システムを活用した強靱性及び連結性強化のためのパイロット事業を実施<内閣府

宇宙開発戦略推進事務局、総務省、経済産業省、国土交通省＞

- ・ 衛星打ち上げサービスについて、日本の強みを活かし、海外からの受注を促進＜内閣府宇宙開発戦略推進事務局＞

④物流分野

＜推進中＞

- ・ 新興国における我が国企業の進出で進む産業集積、複数国に渡るサプライチェーンを支えるとともに、新興国の生活水準向上に伴う、E-Commerce や新鮮な農水産物・食品へのニーズの増加に対応するため、ハード・ソフトに渡ってシームレスで、効率的かつ高品質な日本型物流システムの海外展開を推進
 - 新興国における法制度や規制、商慣行等民間企業では解決できない課題を把握した上で、二国間、多国間政策対話等や経済連携協定を活用して、規制緩和や制度改善、物流資機材の規格共通化を進め、国境間輸送（クロスボーダー輸送）を含め、円滑で効率的な物流システムの構築を推進＜国土交通省、経済産業省、財務省、農林水産省＞
 - 官民ファンドを活用した冷凍・冷蔵倉庫その他の物流関連インフラの整備支援等を推進＜国土交通省、経済産業省、JOIN＞
 - 我が国の高品質なコールドチェーン物流サービスについて、小口保冷配送に関する ISO 規格や日ASEANコールドチェーン物流ガイドライン等をアジアへ普及することにより、環境性能を含めた質の高い日本型物流システムの海外展開を推進し、日本産食材の輸出や医薬品の海外展開にも貢献。また、日本仕様の国際標準を踏まえた実証輸送プロジェクトや JCM プロジェクト補助事業を通じ、実ビジネスの現地への展開を支援＜国土交通省、農林水産省、経済産業省、厚生労働省、環境省、内閣官房＞
 - グリーン物流についても、我が国のグリーン物流パートナーシップ会議の実績を活かした、海外各国での荷主・物流事業者連携によるグリーン物流推進の会合の開催支援や、新興国向けのベストプラクティス集の作成等により、我が国のノウハウを新興国に展開し、当該分野に競争優位を有する我が国物流事業者の海外展開を支援＜国土交通省＞
 - 我が国の港湾EDIシステムの推進、各国のICT環境に応じた貨物追跡システムや顔認証技術の展開支援により、効率的かつ高品質な日本型物流の普及を支援＜国土交通省、総務省、経済産業省、JICA＞

⑤都市開発・不動産開発分野＜実施済＞

＜推進中＞

- ・ 新興国で顕在化している、大都市への人口集中と住宅不足問題、交通渋滞や大気汚染等の都市問題に対し、我が国がこれらの課題に対処する中で蓄積してきた知見やノウハウ、高品質で管理が行き届いた日本型不動産サービスを

提供することで新興国の大都市の健全な発展と我が国企業の海外展開に貢献

- 政策対話、都市開発分野の専門家派遣、住宅金融支援機構による住宅金融制度の構築支援、土地関連法制度の構築支援、パイロット事業の実施、耐震等の建築基準の構築・技術普及への支援等を通じ、新興国における関連法・金融制度やビジネス環境の整備、基盤インフラの遅れや受注後のトラブルへの継続的な支援等を推進<国土交通省、関係省庁、住宅金融支援機構、都市再生機構>
- セミナーの開催等を通じ、我が国の都市開発で蓄積された、公共交通指向型都市開発やスマートシティ、区画整理・市街地再開発の制度、住宅整備・金融制度等の知見、ノウハウを発信するとともに、海外で行われる不動産見本市での日本ブースの設置を推進<国土交通省、関係省庁>
- 都市再生機構、JOINによるマスタープラン策定への参画等、案件形成の最上流段階からの相手国との連携、官民協議会の活用、民間企業のビジネスマッチング支援を通じ、我が国の経験や強みを活かした都市開発・不動産開発の海外展開を推進<国土交通省、関係省庁、都市再生機構、JOIN、JETRO>
- 上記の取組を一体的に推進する観点から、独立行政法人等が参画し、分野を横断した官民二国間プラットフォームの構築・活用によるオールジャパン体制のショーケースプロジェクトの形成や、海外での不動産投資セミナーの開催により、都市開発・不動産開発分野における我が国の知見やノウハウの普及・企業の進出を促進<国土交通省、関係省庁>
- ・ ASEANスマートシティ・ネットワークとも連携し、ハイレベル会合等の二国間・多国間の協力枠組を通じたスマートシティに関する協力を推進するとともに、アジアを中心とした新興国の有望都市において、日本が培ってきたスマートシティ関連の都市インフラの整備の経験や、データマネジメントのノウハウを活かし、各府省が連携して、スマートシティの実現を図る。具体的には、商社、不動産、建設、住宅、交通、通信、都市マネジメント等の企業やベンチャー企業による連携を促進するとともに、その強みを見せるために集中的にスマートシティ関連技術の実証・実装に向けた支援策を講ずる<内閣官房、内閣府、外務省、経済産業省、国土交通省、総務省、環境省>
- ・ 令和元年10月に横浜で開催した「日 ASEAN スマートシティ・ネットワークハイレベル会合」にあわせ、「日 ASEAN スマートシティ・ネットワーク官民協議会（JASCA）」を設立したところ、同協議会を通じて ASEAN におけるスマートシティの実現に向けた協力を推進<国土交通省、内閣官房、内閣府、総務省、外務省、経済産業省、環境省>
- ・ 海外事業を展開している又は関心のある不動産事業者の協議会を設立し、現地企業とのビジネスマッチングや効率的な情報提供を実施<国土交通省>

- ・ 各国のスマートシティのニーズを把握するとともに、海外エコシティプロジェクト協議会(J-CODE)との連携やF/S段階からの支援を通じて、世界各国において具体的な案件形成を推進<国土交通省、経済産業省>

⑥その他分野

<推進中>

- ・ 防災、気象、海洋インフラ、エコシティ、超電導リニア、郵便等の新分野におけるインフラ輸出を推進するため、案件発掘、我が国企業を核とするコンソーシアムの形成、トップセールス等の取組を強化<国土交通省、総務省、財務省、JBIC>
 - ・ 海洋インフラについては、ICTを活用した先進船舶による海運の生産性向上の取組(i-Shipping)、海洋開発分野の市場獲得に向けた取組(j-Ocean)を着実に実施<国土交通省>
 - ・ シェールガス革命に伴い需要増が見込まれるLNG海上輸送事業等の支援、世界初の液化水素運搬船の市場創出を促進<経済産業省、国土交通省、財務省、JBIC、NEXI、JOIN>
 - ・ 日本各地の技術等を伝える放送コンテンツの製作・発信支援等により、日本ブランドの向上や親日感情の醸成を通じて、インフラシステム輸出促進に資する関連コンテンツの継続的海外発信を促進<総務省>
 - ・ 自動車の自動運転について、今後の我が国の成長産業となるよう、車両に関する国際的な技術基準の策定等の制度設計を推進<国土交通省>
 - ・ 保健医療、教育、防災、宇宙等における日本型システムの海外展開の推進に加え、食育(栄養改善)、母子保健(母子健康手帳)、法制度等も含めたソフトインフラについては、我が国で培った経験やノウハウも活かした取組の充実により海外展開を加速推進<全省庁>
 - ・ インフラの維持管理分野の海外展開について、インフラメンテナンス国民会議海外市場展開フォーラムの枠組の活用による推進<国土交通省>
 - ・ 相手国と協働した各国のインフラの現状、老朽化、維持管理等の課題を把握する調査の実施<国土交通省>
- 等

(3) エネルギー・資源分野との連携

エネルギー・資源の大宗を海外から輸入する我が国にとって、安定的かつ安価な資源確保のため、インフラシステム輸出や経済協力と連携した地域ごとの戦略的取組が重要。特に、エネルギー・資源需要の拡大が見込まれるアジア地域において、関連インフラへの投資促進に取り組むことは、柔軟かつ透明性の高いアジアワイドの市場形成に資するとともに、我が国のエネルギー・資源安全保障の観点からも重要である。

その実現のため、リスクマネーの供給や、資源国との包括的かつ互恵的な協力関係を強化するための積極的な資源外交の展開等を通じて、我が国の資源開発企業の投資を強力に後押しする。また、世界最大のLNG輸入国である我が国が主導し、比較的未成熟である国際的なLNG市場の柔軟化・透明化を図ることで、安定的かつ透明性の高い価格によるLNG調達を実現する。

(具体的施策)

<推進中>

①天然ガス

- ・ 地域偏在性が低く、供給源多角化に資する重要資源。引き続き安定的かつ安価な供給の確保に努めるとともに、柔軟かつ透明性の高いLNG市場実現のための取組を推進<経済産業省、外務省、財務省、JBIC、NEXI、JOGMEC>

(ア)安定的かつ安価な供給の確保に対する支援強化

- 供給源を多角化し、売り手間の競争を促すため、豪州、米国、カナダ、モザンビーク、ロシア等のプロジェクトに参画する我が国企業を支援するとともに、低廉なLNG調達に向けた取組を継続
- LNG調達コストの引き下げに資するプロジェクトに対する支援を実施

(イ)柔軟かつ透明性の高いLNG市場の実現に向けた取組

- 「LNG市場戦略」を踏まえ、i)仕向地条項緩和等の取引容易性の向上、ii)需給を反映した価格指標の確立、iii)オープンかつ十分なインフラ整備について、官民一体となった取組を強化
- 二国間協議やASEAN+3、東アジア首脳会議(EAS)、国際エネルギー機関(IEA)、国際エネルギー・フォーラム事務局(IEF)、LNG産消会議等の国際的な枠組を活用しつつ、戦略的かつ効果的な情報発信を行うとともに、LNGの消費国間での連携を強化して交渉力を強化。特に、平成29年7月にEU、10月にインドとの間で署名したLNG協力に関する覚書に基づく協力に加え、米国とも連携し、柔軟かつ透明性の高いLNG市場形成に向けた取組を強化
- ・ LNG市場の発展に重要な国内外、特にアジアでの天然ガス利用拡大に向けた取組を推進<経済産業省、外務省、財務省、JBIC、NEXI、JOGMEC>

②石油

- ・ 災害時や国際的な供給逼迫時のリスクに備え、エネルギー安全保障の強化という観点から、我が国企業の権益獲得をJOGMECによるリスクマネー供給や政府による積極的な資源外交等を通じて最大限支援。また、石油市場の安定化に向けた主要産油国との関係強化を行うとともに、供給源多角化、IEAを通じた緊急時対応等のエネルギー問題に係る国際連携強化に関連国際フォーラムやルールを活用するほか、その発展にも貢献。さらに、アジアワイドでのエネ

ルギー安全保障を確保する観点から、アジア地域における石油製品の流通インフラを整備<経済産業省、外務省、財務省、JBIC、NEXI、JOGMEC>

③ 鉱物資源

- ・ 先進技術を用いた製品に不可欠な鉱物資源につき、中国をはじめとする新興国企業による資源国への進出が活発化する中、我が国における安定供給確保に関する支援策を一層拡充する。JOGMECによるリスクマネー供給機能の強化を通じ、開発・製錬事業に対する支援に必要な措置を講じるとともに、コバルト等が偏在するアフリカへの資源外交の強化等に取り組み、総力を挙げて鉱物資源の安定供給確保に取り組む。また、原料調達ソースの多角化のため、使用済製品からの金属資源回収技術の開発・海外展開を進める等、二次資源を原料とする事業(金属リサイクル事業等)への支援拡大も併せて実施<経済産業省、外務省、財務省、JICA、JBIC、NEXI、JOGMEC>

④ 石炭

- ・ 近年は、中国の生産制限や豪州の豪雨等の影響により、価格は乱高下、需給は逼迫している。また、中長期的には、アジア諸国を中心に需要増加が見込まれており、特に、高品炭については、供給ソースが限られており、需給がタイト化するおそれもあるため、今後も豪州やインドネシア等からの安定供給確保を基本としつつ、その他の産炭国からの供給拡大により、一定程度の調達先の多角化を推進<経済産業省、財務省、JBIC、NEXI>

⑤ エネルギー分野における自由貿易の推進及び投資保護等

- ・ エネルギー憲章会議(エネルギー憲章条約の最高意思決定機関)等の国際会議等の積極的な活用を通じ、エネルギー・資源の取引における自由化促進・投資の保護等を図り、インフラ輸出の拡大やエネルギー・資源の安定供給を実現<外務省、経済産業省>

⑥ その他

- ・ 特定地域を対象とした在外公館での「エネルギー・鉱物資源担当官会議」を開催。また、「エネルギー・鉱物資源に関する在外公館戦略会議」を開催し、資源確保に係る情報収集、分析体制や関係省庁・機関間の連携を強化<外務省>
- ・ 世界のエネルギー需給構造の変革を踏まえ、JOGMECによるリスクマネー供給を通じて資源開発投資を促進。具体的には、資源国等が開放する重要権益の獲得や企業買収・資本提携に対する、機動的かつ効果的な支援を実施<経済産業省、JOGMEC>
- ・ アジア域内における天然ガス関連インフラの導入や、中東・中央アジア・アフリ

カ・北米の産油／産ガス国におけるエネルギー・資源関連インフラの新規・改修需要を取り込むべく、我が国企業への支援を推進＜経済産業省＞

- ・ パリ協定を踏まえ、世界の脱炭素化をリードしていくため、相手国のニーズに応じ、再生可能エネルギーや水素等も含め、CO2排出削減に資するあらゆる選択肢を提案し、相手国のエネルギー政策や気候変動対策と統合的な形で支援していく方針の下、再生可能エネルギーを柱の一つとするエネルギー外交を展開＜外務省、経済産業省＞

等

第3章 地域別取組方針

インフラ海外展開のターゲットとしては、先進国と新興国・途上国は別市場として考えることが適当。先進国は経済が成熟し、インフラ整備の要求水準が高いほか、既存インフラの改良・更新や拡張・延伸等の追加需要が中心となっている。

他方、新興国については、アジア・中東・中南米・アフリカ等、全く状況の異なる国々が一括りに扱われることが多いが、それぞれの国情に応じた攻め方の使い分けが重要である。このため新興国を以下のとおり分類する。

1. 1万2,000社に上る日系企業(事務所数)が進出し、サプライチェーンを形成している「ASEAN」グループ:

現地に相当程度の産業集積があり、貿易投資においてもインフラ海外展開においても我が国にとって「絶対に失えない、負けられない市場」。我が国の対ASEAN貿易総額は約23.4兆円となっており、中国に次ぐ第2位の主要貿易相手となっている。このため、あらゆる分野におけるインフラ輸出の拡大のみならず、サプライチェーンの強化による我が国進出企業の支援や「更に幅広い」産業の進出を促す等、「FULL進出」をキーワードに取り組んでいく。このうち、タイ、マレーシア等の発展が進んだ国は生産活動のためのインフラは過去のODAの積み重ねもあってある程度揃っているが、より高度なインフラ需要に取り組むとともに、ミャンマー等の国は今後の国づくりに向けてあらゆる分野でのインフラ整備に注力する。

2. 高所得者層・中間層が育ち、市場規模が大きく、高い成長率、経済的ポテンシャルを持ち、我が国企業の進出・拠点化も進んでいる「南西アジア」グループ:

経済・市場規模は様々であるが、地政学的に貿易やエネルギー安全保障上の要衝を含む地域であるが、欧米企業や中国・韓国企業等との比較では、我が国企業の進出が相対的に遅れている「中東、ロシア・CIS、太平洋島嶼国、中南米諸国」グループ:

これらの地域は大きな成長市場ばかりではないが、地理的・文化的要因もあり、貿易投資のみならず、インフラ海外展開での我が国企業の進出は相対的に遅れている。製品市場では戦略的に「クリティカル・マスに到達(一定のシェア・存在感を獲得)」することを目指すとともに、インフラ分野においてハード・ソフト面での幅広い協力により競合国に先んじて重要な案件の受注を勝ち取るべく、戦略的に取り組むことが必要である。

3. 資源国が多く、今後大幅な人口増が起こり、市場拡大への期待も高いが、我が国企業の進出が進んでいない「アフリカ諸国」のグループ:

この地域は、貿易投資でもインフラ海外展開においても多くの我が国企業の事業展開フィールドとしてきちんと位置付けられていない。このため、資源確保の観点を含め、ODAとも連携して「一つでも多くの成功事例」を生み出す

ことが必要である。

また、注力案件の戦略的な絞り込みを行い、(A)面的開発の取組として、都市や地域開発の上流段階から相手国と連携し、我が国企業の進出拠点整備と現地市場獲得という形で、明確なコミットメントの上で大きく成果を出すことを狙い、かなり時間がかかることでもやり切るプロジェクト、(B)相手国政府との政策対話等を通じ後続案件の地域展開の布石となる先導的事例を創出するプロジェクト、(C)原発や高速鉄道等、熾烈な競争を勝ち抜くべき個別案件、について、官民一体で取り組み、政府全体として支援していく。

さらに、「自由で開かれたインド太平洋」等の下で、考え方を共有する国や、国際機関とも連携しつつ、質の高いインフラの整備を通じてアジア・中東・アフリカを始めとする各地域内や地域間の連結性強化を支援し当該地域の開発を促進することで、対象国の経済的・社会的な基盤強化や対象地域の安定と繁栄の確保を進めることに加え、効率的な経済活動に向けた支援を行い、我が国企業のビジネス展開を後押ししていく。

こうした観点から、各地域の重要性と現在の取組状況を整理したものを以下に示す。なお、各地域での取組については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ進める。

1. ASEAN地域

・ASEAN

<地域の重要性>

- ・ 我が国を含む東アジアの平和と安定のためにも重要な地域であり、この地域の安定成長は経済面のみならず、安全保障面でも重要。
- ・ 進出日系企業も多く、多くの製造業で域内のサプライチェーンが構築されており、我が国にとって極めて密接な経済的利害関係を有する。
- ・ 都市部を中心とした中間層の増加による成長性ある市場で、日系サービス業の進出も相次ぐ。2016年から2030年までの15年間で22.6兆ドルのインフラ需要が見込まれる。
- ・ 域内外の物流・人流を支える大型交通インフラ案件が多数動きつつある。
- ・ 天然ガスの急速な需要拡大が見込まれており、関連エネルギーインフラ需要を期待。同地域のLNG需要拡大は、柔軟かつ透明性の高いアジアワイドのLNG市場形成に資するとともに、我が国のエネルギー安全保障を確保する観点からも重要。
- ・ 平成27年末のASEAN経済共同体(AEC)の発足、平成28年のASEAN連結性マスタープラン2025の採択を受け、地域の連結性強化が更に重要。加えて、大市場・大生産拠点であるインドとの連結性も重要。
- ・ インフラ整備はPPPによる推進が主流化傾向。

<取組の方向性>

◆ ASEAN全体

- ・ 平成 27 年末にASEAN共同体を構築。また、平成 27 年に表明した「質の高いインフラパートナーシップ」及びその具体策に沿って、アジア地域の質の高いインフラ整備を推進。平成 28 年9月の日・ASEAN首脳会議では、同月のASEAN首脳会議で採択された「ASEAN連結性マスタープラン 2025(MPAC 2025)」について、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」により支援していくことを表明。平成 30 年の日・ASEAN首脳会議では、今後5年間で8万人規模のAI分野を含む人材を育成する「産業人材育成協カイニシアティブ 2.0」を発表した。また、令和元年 5 月には、日ASEAN技術協力協定に署名し、共同体としてのASEANに対する技術協力が可能となった。
- ・ 令和元年 11 月の日・ASEAN首脳会議において、安倍総理は「対ASEAN海外投融資イニシアティブ」の立ち上げを発表し、同年 12 月には茂木外務大臣からASEAN 地域を中心に、質の高いインフラ、金融アクセス・女性等支援、グリーン投資の分野について、3年間(2020 年～2022 年)で官民合わせて 30 億ドル規模の資金の動員を目指すべく、JICAが 12 億ドルの出融資を提供する用意がある旨を発表。
- ・ 地域の連結性強化に資する高品質かつ強靱なインフラシステム導入支援を推進。特に、本邦進出企業のサプライチェーンの高度化にもつながる「東西・南部経済回廊」等の物流ネットワークの確保、物流・人流の円滑化に資する海上交通の安全性・効率性確保、海上保安能力向上、貿易円滑化に資する通関制度の近代化、製品流通の円滑化に資する自動車基準の統一と認証の相互承認、原子力等の電力基盤の整備、メコン地域の送電網強化及び発電所開発、サイバーセキュリティ能力の底上げも含めたICTインフラの整備支援が重要。また、日・ASEAN包括的経済連携(AJCEP)協定の投資・サービス章の早期実施や、平成 25 年5月に開始された東アジア地域包括的経済連携(RCEP)交渉を積極的に推進。さらに、貿易・投資環境整備のため、法制度・経済制度の構築支援も推進。
- ・ 自然災害が多発し、都市部や工業地域では火災等のリスクも増大する同地域に対して、防災分野のインフラ展開や消防防災能力の向上を推進。また、「仙台防災協カイニシアティブ」も踏まえ、ASEAN域内の防災情報ハブであるAHAセンター(ASEAN防災・人道支援調整センター)の防災能力向上をICT設備の改修・高度化を通じて支援。
- ・ 域内連結性強化に向けて、ハード面でのインフラ整備に取り組むのみならず、ASEAN諸国との国際共同研究のほか、域内の交通円滑化、持続可能な交通の実現に向けたソフトインフラの整備支援にも取り組む。
- ・ ASEANスマートシティ・ネットワーク(ASCN)と連携してハイレベル会合を開

催するとともに、「日ASEANスマートシティ・ネットワーク官民協議会(JASCA)」と連携し、ASCNに参加するASEAN各国各都市におけるスマートシティの実現に向けた協力を推進する。

- ・「日・ASEAN健康イニシアチブ」、「日ASEAN交通連携」、「日ASEAN環境協力イニシアチブ」や「ASEAN+3海洋プラスチックごみ協力アクション・イニシアチブ」等の枠組のもと、各国関係当局との協力関係を構築し、当該分野の海外展開を推進。
- ・環境と成長の好循環の実現に向けて、イノベーションを推進するため、脱炭素化やエネルギー転換を加速するための技術導入・普及していくための関連する制度整備をCEFIAを通じて推進。
- ・経済協力と民間投資の連携を通じて、農業インフラ整備にあわせて日本式の生産管理技術・ノウハウや規格・認証制度等の普及とそれに必要となる人材育成及び規制緩和に重点的に取り組むことにより、フードバリューチェーンの構築を支援。

◆ 国別取組

- ・ インドネシアには既に多くの我が国企業が進出しており、平成 28 年に設立された「日インドネシア海洋フォーラム」の下、経済開発についてあらゆるレベルの二国間対話を推進する。また、同国の経済成長を牽引するジャカルタ首都圏では、交通分野や都市開発分野におけるインフラ整備の必要性が高いことから、これらの取組を推進するとともに、首都圏以外のインフラ整備にも焦点を当て、国全体の発展に貢献する。ジャワ島以外の地域では、農村地域向け通信・放送インフラ整備、防災情報収集・伝達システムの導入、行政効率化・透明性向上に向けた電子政府化、宇宙技術を活用した海洋・漁業資源管理、人工衛星を用いた高精度測位の利活用サービスをはじめとした我が国ICTの海外展開に係る取組を推進。エネルギー分野については、島嶼地域におけるLNG供給インフラや再生可能エネルギーを中心としたエネルギーマネジメントシステム導入など、同国のエネルギー政策に応じたインフラ輸出や開発、人材育成、制度整備支援等の協力を推進。また、技術ガイドラインの策定やビジネスモデルの確立等をパッケージとした廃棄物発電導入を包括的にサポートする支援プログラムを推進。加えてCCUS等の脱炭素技術の普及に向けた案件形成、制度整備支援等の協力を推進。
- ・ CLMV(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム)を含むメコン経済圏では、平成 30 年 10 月の「第 10 回日メコン首脳会議」において、今後の日メコン協力の方向性を示す「東京戦略 2018」が採択された。同戦略は、生きた連結性、人を中心とした社会、グリーン・メコンの実現を3本柱として協力を進めていくことを定めている。同会議において、安倍総理は、これまで以上の民間投資の実現を後押ししたいとの決意を表明した上で、各国首脳に対し、我が国企業の声に耳を傾け、投資環境の整備を着実に進めるよう要請。

- ・ ベトナムでは、早期に近代的な工業国になるための基礎を作るとの目標のもと、インフラ整備に重点が置かれており、戦略的に重要な基幹インフラ及び都市の健全な発展を支える都市交通網整備、下水排水施設整備、廃棄物処理システムの構築、製油所等石油インフラの整備、巡視船供与、航空交通管制システム整備等のハード面の整備を支援するとともに、インフラの維持管理・運営に係る人材育成、質の確保、制度の整備等の課題に適切に対応していく。このため、鉄道整備事業や、平成 25 年に締結された両国間の協力覚書に基づきエコシティ開発プロジェクト等を強力に推進。加えて、平成 27 年に両国間で署名(令和 2 年 1 月改訂)した郵便分野における協力覚書に基づき、郵便インフラの改善に関する支援を促進するとともに、当該インフラを活用して展開が可能となる各種ビジネス・サービス分野への参入機会の創出を推進。また、平成 29 年に締結された両国間の協力覚書に基づき、土地評価制度の導入に向けたパイロット事業を実施。エネルギー分野においては、平成 29 年 11 月、両国間で、エネルギー政策、石炭、LNG、送電網、再生可能エネルギー、省エネルギー等の協力について協議する場として、エネルギーワーキンググループを設置することに合意する協力覚書を締結。消防分野においては、平成 30 年 10 月に締結した、協力覚書に基づいた協力を推進。
- ・ ミャンマーでは、平成 28 年 11 月にアウン・サン・スー・チー国家最高顧問が訪日した際に、「日本・ミャンマー協力プログラム」を踏まえながら官民合わせて5年間で 8,000 億円規模の貢献を行うと発表。さらに、平成 29 年 12 月、ティン・チョウ大統領(当時)が訪日した際に、ヤンゴン都市開発、運輸、電力インフラを中心に貢献を具体化していくことを表明。①国民生活向上支援(農業等地方開発、少数民族支援等)、②人材育成・制度整備支援(教育、法制度整備支援等)、③インフラシステム整備支援(交通、通信、放送、郵便、電力・エネルギー、住宅・都市整備等)の3分野を中心にバランスよく国づくりを支援。特に、インフラの整備・運営の前提となる国のグランドデザイン、関係制度づくり、人材育成が必要であり、案件の構想段階からの関与を推進。
- ・ フィリピンでは、公的資金の積極的な投入等により、インフラ整備を推進することが謳われている。平成 29 年1月の日比首脳会談においては、「経済協力インフラ合同委員会」を設置し、安倍総理から運輸交通等のマスタープラン策定を含め、長期開発計画に基づく国づくりへの協力を表明。同年 10 月に発表した「今後5年間の二国間協力に関する日フィリピン共同声明」においても、インフラ整備への協力を進めることを表明。

同国においては、「マニラ首都圏の持続的発展に向けた運輸交通ロードマップ」を推進しているところ、同国においては引き続きODAも活用しつつ広域的開発プロジェクト等を官民連携で推進。投資ビジネス環境改善の観点からも、大都市圏の混雑緩和・物流改善を図ることが必須であり、都市鉄道、道路等大都市圏を中心とした交通インフラの整備、海上物流・保安能力の整備、

地域開発案件等を推進。また、廃棄物発電の導入、技術協力を通じた情報通信分野、防災分野をはじめとしたICT協力及び同国エネルギー政策に応じた電力・LNG分野での協力を推進。

- ・ シンガポールにおいては、我が国の技術を活用し、廃棄物処理システムの構築に係る取組を促進。また、平成 29 年4月に日シンガポールの港湾当局で署名した覚書に基づき、同年8月に「LNGバンカリングに関する日・シンガポール共同調査」が開始される等、港湾分野における協力を推進。
- ・ マレーシアにおいては、廃棄物発電に係る技術ガイドラインの策定支援を進めるほか、航空交通管制システム整備等のハード面の整備も支援。
- ・ タイでは、産業の高度化・高付加価値化を達成することを目的とした政策として、「タイランド 4.0」を発表し、同政策を実施するための具体的な方策として、新たな経済成長エンジンとなる産業 10 分野の投資誘致・育成や東部臨海地区（チョンブリ、チャチュンサオ、ラヨーンの東部3県）を対象とした「東部経済回廊（EEC）」経済計画を打ち出しており、新たな経済成長エンジンとなる産業 10 分野の投資誘致・育成とともに、港湾、高速道路、鉄道、空港の拡張等インフラの整備が一体的に進められようとしているところ、関連案件の受注実現に取り組む。また、我が国技術の実証とリサイクル関連制度の政策対話をパッケージ化することで、適切な資源循環システムの構築を図る。
- ・ 欧州NPO等の提言に基づき衝突安全性能に特化した安全評価制度を導入しようとするマレーシアをはじめとするASEAN諸国に対し、日系自動車の安全性能が正当に評価され、かつ交通事故削減に大きく貢献する我が国で実績のある交通安全制度や運用を基にした制度構築を支援。
- ・ 資源関係についても、石油・天然ガス・石炭・地熱ではインドネシア、鉱物資源ではフィリピン等重要な資源国に対し、環境協力や人材育成等を通じて関係強化を図っていく。特に、世界第2位の地熱資源量を誇るインドネシアに対して、我が国企業の参入を戦略的に促進。

2. 南西アジア

・南西アジア

<地域の重要性>

- ・ 世界最大の民主主義国家であるインド、高い経済成長が期待されるバングラデシュ、スリランカや大きな経済的ポテンシャルを持つパキスタン等が存在し、大きなインフラ需要が期待される。
- ・ 東・東南アジアと中東・アフリカを結ぶ結節点に位置し、地政学的に重要。
- ・ 特にインドは、国連推計によれば今後 10 年以内に人口 15 億人と世界第 1 位になる見通し。総人口に占める若年層割合も非常に高く、高い経済ポテンシャルが期待されており、我が国からの投資、進出日系企業数も増加。
- ・ また、安倍総理とモディ首相の強力な友好・信頼関係に基づく「特別戦略的グ

ローバル・パートナーシップ」の下、両国にとって Win-Win の関係となるような経済関係の構築を推進している状況。

- ・ 他方、電力・水等の基幹インフラや道路・鉄道・港湾・物流等の交通インフラの整備が、進出日系企業のビジネス遂行上の観点からも極めて重要であり早急に整備する必要があることから、大きなインフラ需要が見込まれる。
- ・ 天然ガスの急速な需要拡大が見込まれており、関連エネルギーインフラ需要を期待。同地域のLNG需要拡大は、柔軟かつ透明性の高いアジアワイドのLNG市場形成に資するとともに、我が国のエネルギー安全保障を確保する観点からも重要。

<取組の方向性>

- ・ インドは、税制改革や規制緩和により更なる内需を創出するとともに、海外からの技術移転を進め、「Make in India」(現地生産)を実現し、欧米・中東・東南アジアに対する生産拠点となることを目指している。そのため、外国からの投資を積極的にインドに呼び込み、インフラ整備を行う施策が取られている。
- ・ 同国については、ムンバイ～アーメダバード間の高速鉄道事業に我が国の新幹線システムの採用が決定されるなど、インフラ協力の具体化が進行中。また、これに伴い人材育成、「Make in India」に貢献する形でのインフラ協力が徐々に進んでいる状況。
- ・ また、都市部における公共交通システムの整備等幅広い交通インフラや生活インフラの整備が計画されていること等を踏まえ、交通(高速鉄道、メトロ・都市鉄道、道路等)・電力等の基盤インフラ整備での支援や医療・保健、農業・食品分野での協力を行うとともに、デリー・ムンバイ間産業大動脈(DMIC)構想やチェンナイ・ベンガルール間産業回廊(CBIC)構想等への関与を推進し、我が国の技術を活用したスマートコミュニティや交通インフラ等進出日系企業の投資環境整備に資する日本工業団地周辺の電力・水・道路等の基幹インフラを含むインフラ案件の形成・整備及び産業人材育成を実施。
- ・ また、モディ政権発足以降、州政府レベルによる投資促進の取組が活発化しているため、州ごとに適したインフラ案件の創出及び我が国の技術の売込みを企図。
- ・ また、「アジア・アフリカ地域における日印ビジネス協力プラットフォーム」を設立し、インドの輸出競争力強化及び日印ビジネス界の連携強化を企図。
- ・ エネルギー分野については、政策協議を通じて、電力等の既存分野に加え、水素や電気自動車等の協力を包括し、エネルギー転換・脱炭素化に向けた支援を促進。我が国企業による南西アジアにおける天然ガス関連インフラの導入や、LNG販売事業への参入に向けた支援を推進。無電化地域への我が国企業の再生可能エネルギー等を含むあらゆる低炭素・脱炭素技術を活用した電化支援を推進。
- ・ また、平成 29 年 10 月にインドとの間でLNG協力に関する覚書に署名。柔軟

- かつ透明性の高いLNG市場形成に向けた連携を強化。
- ・郵便分野においては、平成 30 年 10 月に署名した郵便分野における協力覚書に基づく協力を開始。
 - ・バングラデシュでは、同国の経済インフラ整備、投資環境整備及び地域の連結性向上のための協力を行う「ベンガル湾産業成長地帯(BIG-B)」構想を推進。同構想の下、電力や港湾整備事業を安全対策を十分講じた上で実施するとともに、我が国企業向け経済特区の開発や道路・橋梁・都市鉄道・空港分野における協力等も強化。
 - ・また、日バングラデシュ官民合同経済対話を活用し、両国間の貿易・投資促進の更なる拡大のためのビジネス環境の一層の改善・向上を企図。
 - ・さらに、同国政府との間で構築した、同国におけるPPP事業について、我が国企業が競争入札を経ずに優先交渉権を取得することができる枠組みであるジョイントPPPプラットフォームを活用し、具体的なプロジェクトの組成を推進。
 - ・パキスタンでは、第一に政府に対して治安の改善を求め、経済・財政構造の改革に留意しつつ、日パキスタン官民合同経済対話などの枠組を効果的に活用し、企業のビジネス活動に直結するインフラ整備を創出し、併せて我が国の技術の売込みを企図。
 - ・スリランカでは、令和元年 11 月に誕生した新政権との対話の機会を活用して国家開発計画を支援し、港湾、空港等交通インフラ、LNG等エネルギーインフラの分野で、我が国の技術が活用できるインフラ案件の創出及び我が国企業による受注を狙う。また、平成 29 年4月に策定された日・スリランカ投資促進ロードマップの下、貿易・投資環境の一層の改善・向上に向けた取組を推進。

3. 中東、ロシア・CIS、太平洋島嶼国、中南米

・中東

<地域の重要性>

- ・エネルギー安全保障の観点から、中東産油・産ガス国は引き続き重要。
- ・油価の低迷により資源国の歳入が大幅に低下。経済及び社会的安定性維持のため、継続的な資源開発投資に対する大規模な資金需要が存在。
- ・ASEANに並ぶ大きなインフラ市場。
- ・アジアと欧州を結ぶ海運の大動脈として、地政学的に重要。

<取組の方向性>

- ・サウジアラビア、UAE、カタール、クウェート等の湾岸諸国については、王制・首長制であること等から、トップセールスの強化が有効。幅広い協力関係の構築を通じ、権益確保や都市交通案件の受注に向けた取組や、相手国との政策対話を通じた電力・水インフラ分野及び廃棄物分野の協力実施を推進。
- ・湾岸諸国の石油・天然ガスの輸出余力増加と我が国向け供給力確保等を念頭に、再エネ・原子力・省エネ分野、石油・ガスプラント等の協力促進を図ると

ともに、雇用創出や社会安定化を図るため、産業協力、教育協力、医療協力、宇宙協力及び環境協力を強化。要請があればコストシェア技術協力の活用も検討。

- ・ 人口・経済規模から有望なインフラ市場であるトルコでは、ODA等を活用しつつ、高速道路を含む交通、橋梁、エネルギー、防災、宇宙、医療等にかかるインフラ整備において、ビジネスベースでの参入が図れるよう戦略的に関係を強化。
- ・ 旺盛なインフラ需要、豊富な石油埋蔵量と高い潜在力があるイラクでは、治安状況を考慮しつつ、円借款を中心としたODAの活用等を通じて我が国の技術の強みを活かす形でインフラ整備支援を実施。また、我が国企業の進出を促進するため、イラクにおける各種規制や障壁除去のためイラク政府への働きかけを継続。
- ・ イランでは、世界最大規模の石油・天然ガスの埋蔵量を有しており、上流開発プロジェクトへの投資需要に加え、発電所や製油所等、制裁下で老朽化したインフラの改修需要が旺盛であり、米国による制裁の動向等を注視しつつ、我が国として経済関係強化や今後の協力可能性を検討。

・ロシア・中央アジア・コーカサス・モンゴル

<地域の重要性>

- ・ 石油・石炭・天然ガスをはじめ、ウラン、レアメタル等の鉱物・エネルギー資源が豊富。
- ・ 経済及び社会的安定性の維持のため、継続的な資源開発投資に対する大規模な資金需要が存在。
- ・ 同時に資源国ではエネルギー資源依存の低下、産業の多角化・高付加価値化が課題となっており、その進展に伴い我が国のインフラ技術への需要が見込まれる。
- ・ 旧ソ連時代に建設されたインフラは老朽化が激しく、現代の要求水準に達していない。近年の経済成長を背景に運輸やエネルギー分野を含めてインフラの新規建設及び更新プロジェクトが多数存在。これらを促進するため、投資環境の改善ニーズが増大。
- ・ 中央アジア・コーカサス地域はアジアと欧州、ロシアと中東を結ぶ十字路にあたり、地政学的に重要。同地域では、令和元年 11 月の第 2 回中央アジア諸国首脳協議会合において、同会合の定例化について合意するなど、連結性強化を含む域内協力推進の機運が高まっており、国際社会との協力によるインフラ整備の需要が拡大。

<取組の方向性>

- ・ 資源確保や原子力等のインフラ案件の受注に当たっては、権限が大統領や政府高官に集中している国が多いことから、トップセールスが重要であり、着

実な我が国企業の受注に誘導。

- ・ ロシアでは、平成 28 年 5 月の日露首脳会談において我が国が提示した 8 項目の「協力プラン」に従い、都市環境、運輸、医療、エネルギー等の分野で協力が進められている。また、都市環境、交通インフラ、港湾、物流、医療・保健、情報通信、郵便、農業・食品等の各分野において、関連する覚書に基づく協力やパイロット事業の実施等を通じ案件の具体化を推進。また、同国は、石油・天然ガス・石炭供給のポテンシャルも高く、供給源の多角化を進める上でも重要。エネルギー分野においては、平成 28 年 11 月に設置された日露エネルギーイニシアティブ協議会にて、炭化水素、省エネルギー・再生可能エネルギー、原子力の 3 分野のワーキンググループを設置し、協力を推進。
- ・ 2019 年 5 月の「中央アジア+日本」対話・第 7 回外相会合で発表した、観光・運輸・物流・農業に関する行動計画に基づいて、中央アジア各国(ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン)において、老朽化インフラの更新・新設や物流効率化等の取組を進める。特に、ウズベキスタンでは、電力・エネルギー分野に加え、令和元年 12 月に総務省と情報技術・通信開発省との間で署名した情報通信分野における協力覚書に基づき、光ファイバー通信システム等の情報通信技術分野におけるインフラ整備を支援するとともに、郵便事業に関する協力に向けた基礎調査を実施。また、トルクメニスタンにおいては、同国産出の天然ガスを活用した化学プラント建設を中心とするインフラ分野の協力を強化。なお、カザフスタンは鉱物資源の調達先としても有望。
- ・ コーカサス地域(アゼルバイジャン、アルメニア、ジョージア)については、2018 年 9 月に発表した「コーカサス・イニシアティブ」に基づき、インフラ支援・ビジネス環境整備を通じた「魅力的なコーカサス」づくりを支援していく。
- ・ 中央アジア・コーカサス地域各国との官民対話・協議会を踏まえたテーマ別セミナーの開催、商談会・招聘事業等を通じた我が国企業の輸出及び現地進出支援を着実に実施。
- ・ モンゴルでは、政治の動きがインフラ計画にも多大な影響を与えてきた側面があることに留意。2017 年以降に実施中の IMF 支援プログラムの成果により、経済・財政の危機的状況を脱し、マクロ経済指標は回復。不安定な景況サイクルを繰り返さないための堅実な経済・財政政策運営が今後の鍵。首都への急速な人口集中を背景とした都市問題を解決するため、交通・都市分野で我が国の技術やノウハウを活用することが期待され、IMF 支援プログラム終了後の経済・財政政策運営に留意する必要があるが、これらの分野におけるインフラ輸出の実現も期待。新国際空港運営に我が国事業者が参画中。なお、優良な原料炭の調達先としても期待される。

・太平洋島嶼国

<地域の重要性>

- ・ 太平洋島嶼国は、水産資源、天然ガス、銅・りん鉱石等のエネルギー鉱物資源の供給元。
- ・ インフラは全体として十分に発達しているとはいえず、交通・運輸を中心としたインフラへのニーズが存在。
- ・ 広大な EEZ における海洋安全保障、水産資源管理、気候変動による海面上昇や自然災害による被害・水不足などの地球規模課題への対応等は喫緊の課題であり、支援の緊急性・重要性は高い。

<取組の方向性>

- ・ 自然災害への脆弱性や地球温暖化に伴う海面上昇への対応等島嶼国特有の課題に加え、再生可能エネルギーの普及、廃棄物処理や水資源管理等多くの島嶼国に共通する課題の解決に向け、島国日本(特に沖縄)の経験を活かした支援を強化。また、重要な交通インフラである空港・港湾等に関する支援を実施。
- ・ これまで太平洋・島サミット等を通じて同地域に対する支援方針を表明してきており、平成 30 年5月の第8回太平洋・島サミット(PALM8)においては、港湾整備等を通じた海上輸送網整備による連結性強化など海洋に関する課題に対する包括的な取組の推進、自然災害に対する強靱性強化、国際スタンダードに沿った質の高いインフラの整備支援を進めていく旨表明。令和3年に開催予定のPALM9に向けて支援を着実に実施。
- ・ 令和元年5月、17 関係府省庁が参加する太平洋島嶼国協力推進会議において決定された「今後の対太平洋島嶼国政策に関する方向性」において、3つの重点分野の1つとして連結性が定められるとともに、基本方針として、①リソースを増強し、②オールジャパンで、かつ、③関係国とも協力して、対太平洋島嶼国政策を推進していくことが定められた。具体的な取組としても、空港・港湾・通信等の地域の連結性等の観点から重要なインフラ案件を支援していくことが定められた。
- ・ PNG電化パートナーシップを始め、当該地域のインフラ整備に日米豪等で協力していくことについて首脳レベルで合意。

・中南米

<地域の重要性>

- ・ 中南米地域は、世界有数の資源・食料供給元であり、人口約 6.4 億人、域内総生産約 5.5 兆ドルを有し、インフラ市場としても高いポテンシャルを有する。
- ・ 中国の景気減退等による一次産品価格の低下により、資源国の歳入は大幅に低下。これに伴う財政赤字の拡大、税収減等により、インフラ投資向け資金の国外からの調達需要が存在。

- ・ ブラジルやアルゼンチンが加盟するメルコスールは、市場としての魅力が大きいが、対外的に多くの関税・非関税障壁を抱えるため、我が国企業は現地進出・生産を志向。
- ・ コロンビア、チリ、ペルー及びメキシコが加盟する太平洋同盟は、多角的な自由貿易重視の立場。環太平洋経済圏の一翼として我が国との経済関係はますます緊密化する見込み。
- ・ 中南米及び米国からの資源の輸送ルートとして、パナマ運河のエネルギー安全保障上の戦略的重要性が拡大。

<取組の方向性>

- ・ 既に我が国の技術が導入されている放送分野を足掛かりとした防災ICTをはじめとする他分野への協力の展開。同地域の発展に伴う交通需要の増加へ対応。
- ・ 世界第9位の経済大国であるブラジルでは、平成28年10月に日伯で署名したインフラ協力覚書及び通常、毎年実施している日伯インフラ協力会合も活用し、都市鉄道整備・運営事業や医療等、経済発展を支える基礎となる分野でのインフラ輸出を促進。
- ・ 地熱資源が豊富であるコスタリカ及びボリビア等に対して、我が国の優れた技術を活かした地熱発電を推進。
- ・ 中南米地域では、我が国の技術を活かした都市鉄道整備の協力を推進。具体例として、パナマでは、都市交通(モノレール)事業を推進。
- ・ 過去の無償資金協力により、我が国の橋梁設計・建設技術や道路計画への信頼が醸成されている中米地域では、引き続き我が国の「質の高いインフラ」の導入を進め、かつ地域統合を促進するために中米全体の物流・ロジスティクスマスタープラン策定を支援。
- ・ インフラ整備・更新需要のあるキューバでは、「質の高いインフラ」に対する理解促進と我が国企業の進出支援を目的として開催した官民インフラ会議の議論を踏まえ、協力関係を強化。
- ・ チリでは、地震・津波観測システムや地デジを活用した緊急警報放送システム(EWBS)等の防災ICT、医療ICT、ラテンアメリカとアジアを結ぶ大陸間の光海底ケーブル等に関して我が国が有する知見や技術力、ノウハウを活用した協力を推進。

4. アフリカ地域

・アフリカ

<地域の重要性>

- ・ アフリカ地域は、全般的には、豊富な天然資源・増加する人口を背景に近年めざましい経済成長を遂げており、インフラ市場としても高いポテンシャル。
- ・ 油価の低迷により資源国の歳入が大幅に低下。経済及び社会的安定性の維

持のため、継続的な資源開発投資及び産業多角化に対する大規模な資金需要が存在。

- ・ ただし、サブサハラ地域は、貧困や治安等様々な課題を抱える国も多く、基礎的社会インフラの確立(地域の平和や安定に資する人材育成・制度整備支援を含む)が重要な課題。また、債務持続可能性にも留意する必要がある。
- ・ また、西アフリカ等におけるエボラ出血熱の流行から得られた教訓や、全世界的に流行が拡大した新型コロナウイルス感染症等にも鑑み、公衆衛生危機を含む感染症対策と予防・備えの強化、強じんな保健・医療システム構築を通じたUHCの促進が引き続き重要。
- ・ 日本の民間セクター及びアフリカ側の双方から、アフリカにおける民間投資の促進に対する強い期待が寄せられている。TICAD7では、TICAD VIの2倍を超える企業が参加し、TICAD 史上初めて、民間企業を公式なパートナーとして位置づけ、本会合にて日アフリカ官民の直接対話を実施。引き続き、アフリカにおけるビジネス環境改善に努めることが重要。

<取組の方向性>

- ・ 欧州や中国・韓国の競合国と比べて、我が国の企業進出は大きく出遅れている状況にあることから、アフリカ各国に投資環境の改善を働きかけ、企業の関心喚起と進出機会の創出・支援を図りつつ、一つでも多くの成功事例を創出することが重要。
- ・ 我が国のアフリカ外交の基軸であるTICAD、日本企業のアフリカビジネス拡大に向けた定期的な議論の場である「日アフリカ官民経済フォーラム」や「日本・アフリカビジネスフォーラム」、「アフリカ投資フォーラム」、アフリカ地域経済共同体(RECs)の取組支援及び要人往来の促進を通じた取組が重要。2019年8月のTICAD7で発表した「TICAD7における日本の取組」を着実に実施。
- ・ 日本の官民連携の強化策として、インフラを含むアフリカビジネスについて恒常的に情報共有・議論を行う「アフリカビジネス協議会」を令和元年に設立。同年6月に開催された第1回本会議には、官側の共同議長である世耕経済産業大臣・河野外務大臣(当時)出席の下、民間企業80社、22の関係省庁・政府関係機関等が参加。同協議会の下には、インフラワーキング・グループを含む5つのワーキンググループが設置され、各省庁の取組とも連携しながら、効率的な情報収集、アフリカ政府・民間等とのパートナー関係構築、各種支援ツール改善の議論などを推進。
- ・ 我が国企業の進出状況も勘案し、内陸部と沿岸部とを連結させる物流ネットワークの骨格となる国際回廊(ナカラ回廊、東アフリカ北部回廊、西アフリカ「成長の環」等)開発による連結性強化への支援と合わせて港湾(ナカラ港、モンバサ港、アビジャン港等)等のインフラと関連産業の一体的な立地を促進。
- ・ 優良種苗や農業機械導入等による農産物生産の拡大と生産コストの低下を

進めるとともにフードバリューチェーンの構築を支援。

- ・ 人口や経済規模等から有望な市場となるエジプト、南アフリカ、ケニア、ナイジェリアでは、運輸（都市交通、空港等）、エネルギー等にかかるODA等を活用したインフラ輸出の促進を図りつつ、中東・アフリカ進出の連携パートナーとしての関係も構築。その他の地域においても、交通需要の高まりに応じた道路、港湾等の整備事業を推進。
- ・ 地熱発電（ケニア、エチオピア等）、太陽光発電・蓄電設備（エジプト）等、本邦技術の活用可能性のある分野を支援。特に、地熱資源が豊富なケニア等に対して、我が国企業の参入を戦略的に促進。
- ・ セキュリティ対策に関心を有するケニア、ルワンダ等に対して、顔認証等の生体認証技術を活用したセキュリティ関連システムをはじめとするICT等の技術導入を支援。
- ・ 人材育成・制度整備支援として、ケニアにおける少年司法分野の改善を支援。
- ・ 日本方式の地デジを採用したボツワナ及びアンゴラに対し技術協力等を活用し円滑な移行を支援することで地デジインフラの整備を促進。また、両国を足掛かりに、周辺諸国においてもデジタル・ディバイド解消等のICT分野における協力関係を構築。
- ・ 「質の高いインフラ」に対する理解促進と我が国企業の進出支援の観点から、令和元年8月に横浜にて開催されたTICAD7に合わせて、アフリカ・インフラ協議会（JAIDA）、JICAとの共催により「第2回アフリカ官民インフラ会議」を開催。今後もJAIDAを最大限活用し、トップセールスとも絡めた官民インフラ会議を開催するとともに、定期的な対話の実施、現地におけるネットワーク形成や案件形成支援を更に強化。また、現地でのノウハウ、ネットワークを有し、人材・資機材等の調達に強みを持つパートナー国等との連携を促進。
- ・ 資源関係についても、モザンビーク等東部・南部アフリカ諸国は石油・天然ガス・石炭・鉱物資源のポテンシャルも高いことから、採掘や資源の輸送・利用に必要なインフラ整備・プラント輸出等を図るとともに、人材育成協力を通じたエネルギー・資源分野での関係強化を実施。
- ・ 保健・医療分野については、公衆衛生危機対応及び危機への予防・備えと対応に資するUHC促進が重要との認識の下、二国間及び多国間支援を通じ、強じんな保健システム構築を支援。また、ヘルスケアや水・衛生・栄養等関連分野における民間セクターの参画・進出を促進するため、TICAD7においてアフリカ健康構想を提示。同構想の下、政府間の協力覚書をウガンダ、タンザニア、セネガル、ガーナ、ザンビアとの間で署名済み（2019年8月）。
- ・ アフリカでは急激な都市化に伴う廃棄物問題が深刻化しており、アフリカ各国と廃棄物分野の知見共有、支援促進を目的として立ち上げた「アフリカのきれいな街プラットフォーム」の枠組のもと、廃棄物管理を担う人材育成等の場を活用し、我が国企業のアフリカビジネス拡大に向けた定期的な議論を推進。

- ・ ICTを通じたアフリカにおける社会経済開発を加速させるために設立された地域機関である「スマートアフリカ」を、アフリカにおけるICT海外展開における窓口として戦略的に位置付け活用することで、我が国企業の投資・進出のリスクを軽減。
- ・ ICTを活用した国民ID基盤等を整備し、アフリカの社会基盤のデジタル化に貢献することで、経済成長、社会の安定化を促進しつつ、戦略的にルール作りに参加することで大企業からスタートアップまで我が国企業進出の機会を拡大。

5. 先進国等

<地域の重要性>

- ・ 成熟した先進国においても、高度な技術を有する我が国インフラシステムへのニーズは高い。
- ・ 米国はシェール革命により、石油・天然ガス等のエネルギー鉱物資源の輸出国に転換する一方、継続的な資源開発に必要な投資が世界的に大幅に低下しており、資源開発投資を促進することが重要。
- ・ トランプ政権におけるインフラ整備の政策的位置づけは高く、民間のイニシアチブを活用した超電導リニア・新幹線プロジェクトの戦略的重要性を引き続き訴えていくことが必要。
- ・ EUは、世界有数のLNG輸入地域。欧州では流動性の高い天然ガス市場、需給に応じた価格指標、パイプライン等のインフラが発達しており、柔軟かつ透明性の高いLNG市場の実現に向け、引き続き、平成 29 年7月に署名したLNG協力に関する覚書に基づき、同地域と協力していくことが重要。
- ・ 豪州は、我が国にとって最大のエネルギー供給国の一つであり、エネルギー安定供給上、重要な国。LNGについては、我が国の輸入の約4割をしめており、我が国企業が主導するイクシスLNGプロジェクトの平成 30 年7月の生産開始等、今後も継続的な取引が見込まれる。また、鉄鉱石、鉛、亜鉛及びレアアース等の鉱物資源も豊富であるとともに、人口増加や都市化の進展に伴う交通や水分野等でのインフラ需要にも期待。

<取組の方向性>

- ・ 発電（原子力、再生可能エネルギー等）、省エネルギー、超電導リニア（北東回廊）、高速鉄道、都市鉄道、医療分野、スマートシティ等の我が国が強みを発揮できる分野でのインフラ輸出を促進し、将来は成功モデルを他地域にも展開。そのため、あらゆる機会をとらえた首脳・閣僚レベルを始めとする働きかけを実施。
- ・ 米国では、平成 29 年 10 月に米国運輸省と交通インフラ分野での協力覚書に署名。これに基づき、平成 30 年1月に、ワシントン D.C.において、第1回日米インフラフォーラムを開催。その後、具体的なインフラプロジェクトの実施を担う米国の各州と連携してインフラフォーラムを開催することとし、同年 11 月に第

2回をインディアナ州において、令和2年2月に第3回をテキサス州において開催。具体的な案件形成の促進を図るため、インフラ分野における知見を共有するとともに、ブース出展等の機会を通じた日米インフラ関連企業のマッチングの場を提供。

- ・ エネルギー分野においては、日米経済対話の枠組の下、民生用原子力、CCUSを含む高効率低排出石炭技術、天然ガス、エネルギーインフラ等における協力を推進。
- ・ 英国では、同国における「ノーザンパワーハウス」構想の最重要施策であるHS2高速鉄道計画について、取組を強力に推進。
- ・ 医療・保健分野においては、我が国の医療技術（粒子線治療装置等）の米国最先端医療機関への導入を含め、両国間の医療分野における協力を促進。
- ・ 中・東欧における水処理案件の受注に向けた支援の実施。
- ・ 中・東欧円借款対象国においては、ODAの活用を通じて、我が国の技術への期待も高い環境・省エネ分野、都市生活分野等でのインフラ整備を実施。
- ・ EUとの間では、平成29年7月、LNG協力に関する覚書に署名。柔軟かつ透明性の高いLNG市場形成に向けた連携を強化。
- ・ 豪州では、有力な豪州企業とコンソーシアムを組むことがPPP市場参画には不可欠であり、これら企業と我が国企業のネットワーキング促進のため、平成28年7月、平成29年2月、平成30年7月の3回に亘り、「日豪インフラ関連企業ネットワーキング会合」を開催。資源権益の確保や我が国が強みを発揮できる分野（LNGプラントや準天頂衛星等G空間（地理空間・位置）情報技術を活用したICTシステム等）でのインフラ輸出の促進。また、インフラ整備に関する15年計画を踏まえ、交通分野について、日豪交通次官級会合を開催し、都市鉄道・高速鉄道に関する資金調達手法、公共交通の利用促進策等について情報共有を図る。また、独立行政法人都市再生機構（UR）及び他民間各社等が平成30年にニューサウスウェールズ州との間で西シドニー新空港周辺地区における技術協力等に係る覚書を締結し、令和元年10月にはURが同州西シドニー空港都市局とアドバイザー契約を締結したことを受け、官民一体となって同地域のマスタープランへの助言や日本企業の進出を図る。
- ・ エネルギー分野においては、相手国のエネルギー政策に応じてLNG、水素等の協力を推進。